

平成18年度決算特別委員会会議録

平成19年10月24日(水)

(開議) 10:00

(散会) 16:25

○ 委員長

おはようございます。ただいまから平成18年度決算特別委員会を開会いたします。

昨日の民生費の審査において、執行部から一部補足説明を行いたい旨の申し出がっておりますので、発言を許します。

○ 社会・障がい者福祉課長

昨日の楡井議員からのシルバー人材センターに関する質問で、会員1人当たりの受注額が年間45万4,472円であるという答弁をいたしました。この金額は、あくまでも1人当たりの受注額であり、1人当たりが受け取る配分金と同じかのような理解をされる答弁でしたが、1人当たりの配分金は、配分金総額の2億9,062万7,696円を就業実人員の5,960人で除した4万8,763円でありますので、補足して答弁をさせていただきます。

○ 委員長

それでは、「認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

昨日に引き続き、第5款労働費、第6款農林水産業費及び第7款商工費、169ページから189ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

185ページ、商工業振興費、19節負担金補助及び交付金についてお聞きいたします。この中に小規模事業指導費補助金636万2,564円並びに企業立地促進補助金2,854万1,000円が上がっております。この2点について、まず、こういった制度なのかをお示しいただけますか。

○ 商工観光課長

まず最初に、小規模事業指導費補助金について御説明をさせていただきます。御質問の小規模事業指導費補助金は、飯塚商工会議所に対し交付しております補助金でございます。その内容ですが、商工会議所は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、小規模事業者の経営円滑化と基盤強化のため、経営指導員を設置し、小規模事業者に対し経営革新、情報化、金融、税務、その他もろもろの事項について個別相談・指導を実施するほか、地域振興事業の実施、専門指導体制の拡充、後継者人材育成等の人材能力開発の推進、操業の支援等を行っておりますが、それらを行なう経営指導員の人件費の一部を補助しているものであります。

○ 産学振興課長

企業立地促進補助金につきましては、本市における企業立地の促進と雇用機会の拡大を図り、産業の振興と市民生活の安定に資することを目的に、企業立地促進補助金交付要綱に基づき交付しているものであります。補助制度の概要につきましては、事業の用に供するために購入をした土地や新設・増設した建物及び附属設備等の固定資産税相当額を3年間、1,000万円を限度に補助するものでありまして、平成18年度の実績では、7つの事業所に対し2,854万1,000円を交付しているものであります。

○ 江口委員

まず、小規模事業指導費補助金の方からお聞きいたします。商工会議所への補助金というふうなお話ですが、経営相談等いろんな業務があるかと思いますが、それぞれの件数等をお聞かせいただけますか。

○ 商工観光課長

経営指導員の具体的な活動実績といたしましては、平成18年度の実績報告によりますと、巡回指導は計933企業に対しまして968回、窓口指導が計1,269企業に対しまして1,352回、講習会等による指導が136回で879人を対象にしております。金融あっせんが357件となっております。

○ 江口委員

次に、企業立地促進補助金の方に関してお聞きいたします。7社というお話がございました。この7社によってふえた雇用という部分、そういった部分等がわかりましたらお教えください。また、あわせて、その7社、どういった企業なのかをあわせて、簡単に結構ですので、御紹介いただけましたらと思っております。

○ 産学振興課長

補助金を交付いたしました7つの事業所にかかわる実績等から申し上げます。御質問の雇用者の数でございますが、平成18年度の7つの事業所の雇用者総数は467名であります。平成17年度の数426名であります。でありますから、比較をいたしますと41名の増加というふうになっております。これの内容を具体的に見てみますと、18年度に新たに1つの事業所が操業開始したことが主な要因であります。7つの事業所、どういった具体的な事業所であるかということにつきましては、製造業が主であります。業種といたしましては、製薬にかかわる業種、それから印刷業、製菓業などがございます。

○ 江口委員

企業立地に関して、この補助金、有効である、まだまだ不足している、どのようにお考えでしょうか。

○ 産学振興課長

ただいまこの補助金交付対象事業所の雇用状況について御説明申し上げましたが、もう一つの側面で、この補助金を交付いたしました事業所による本市への税収の状況を見てみますと、税額相当分を交付いたしております固定資産税を除きまして、法人市民税では、平成17年度が927万円、平成18年度におきましては4,135万円ということで、3,208万円の増加となっております。市・県民税であります。これは普通徴収を除きます特別徴収分のみを見てみますと、平成17年度で1,938万円、平成18年度が3,177万円ということで、1,239万円の増加ということになっております。こうした税収の状況から判断いたしますと、こうした補助金の交付によりまして、企業立地により一定の成果があったというふうに考えております。

○ 江口委員

一定の成果があったということは認める、そのとおりでと思っております。ただ1点、これから後どのようにやっていくかという部分についてであります。企業誘致に関して補助金を整備するにしても、近年、その額は、地方自治体の間で競争というふうな形で、どんどん高くなっております。では、果たしてどこまでそれが市として対応できるのかということを考えてみると、やはり財政等を考えると、限度があると言わざるを得ない。そしてまた、大型の案件であると、それこそもう市町村で出せる金額ではないという部分があると思っております。ぜひ、これから後に関しましては、この企業立地に関して、こういった補助金等の形ではない形ですね。そこに来られる方々の福利厚生といった、そういった部分での企業誘致等もあり得るのだと。ここに住むと、働く方々がここに住むと幸せになれるから、じゃあそこに企業が移ってこよう。企業がビジネスとしてだけこちらを選ぶのではない形があり得ると思っております。ぜひそういう部分もあわせて御検討ください。

○ 委員長

次、楡井委員。

○ 楡井委員

私は、まず初めに商工費全体についてお聞きしておきたいと思います。決算総額が13億6,934万円、端数がありますけども。それから、そのうち貸付金に充当する分、これ預託金になっていますけど、これが10億4,710万円ということになっておりまして、予算総額の75%に当たるのではないかというふうに思います。そのほかで言えば、給与、これが3,800万円、委託料が1億73万円ぐらいですか、それから補助金関係が1億4,791万円ぐらいになるというふうに思いますけれども、その理解でいいでしょうか。まず、そこ辺から御答弁願います。

○ 商工観光課長

今の御指摘のとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、補助金と委託料と、それから貸付金の預託金で占められてしまっている。今、江口委員の質問の中では、補助金の効果なども示されておりましたけれども、飯塚市独自の商工振興策というのが、なかなかこの決算書の中からは見えてこないんですけれども、これについてはどうお考えですか。

○ 商工観光課長

市の振興策といたしましては、先ほど申しました商工会議所に対する補助金、それから商工会等に対する補助金、それから中心市街地の空き店舗対策、それから商店街活性化がんばろう会等々の補助金等を活用して、市独自の振興を図っているところであります。

○ 楡井委員

今言われたいろんな事業も、補助金を出すということで後押しをしているんだというふうな御説明じゃないかというふうに思いますが、これはあくまでも飯塚市が音頭をとってやっているというものではないんじゃないかというふうに思いますが、私の理解は間違っていますかね。

○ 商工観光課長

企業の振興につきましては、やはり主になりますのは、事業者の方が中心になっていろいろな振興を図っていく、それに対しまして市がいろいろ助成をしていくという考えのもとに進めるべきではないかというふうに考えておりますので、こういった予算の編成というふうになっております。

○ 楡井委員

経済情勢も絡まって、商工が全体として落ち込んでいっているという状況の中です。ですから、市が事業所の後押しをしながら、事業所体の後押しをしながらというようなことだけではなくて、積極的にリードするような状況をつくる。それが振興策をつくるということではないか。そういうふうにしなければならないんじゃないか。そういうふうに思うわけですね。その点では、観光費で伊藤伝右衛門邸のようなリーダーシップをとった事業はなかなか評価できるんじゃないかというふうに思いますけれども、この観光費にしても、1億2,600万円ぐらいあると思いますが、そのうちサンブレッジ茜関連への委託、これが8,800万円で約70%を占めているということになると思うんですが、この数字は間違いありませんか。

○ 商工観光課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

この観光費にしても、今指摘しましたように、主に委託料に大きな比重を占めているということになります。それから、先ほど200万の空き店舗の話を御答弁ありました。これは最近の新聞で2回か3回ほど、近畿大学の学生の皆さんが、空き店舗を利用したんでしょうけども、商店街の活性化の調査を始めたという報道がありました。飯塚市が標榜しています産学官連携ということから考えれば、こういう運動、動きとの連携、これを強めて発展させていかなければ

ばならないのではないかというふうに思うんですけれども、その点についての御意見、お考えはありますでしょうか。

○ 経済部長

大学との連携につきましては、九工大、近大とも、商店街の中に入ってきていただきまして、各先生方の研究室単位で、商店街の店主等と協働しながら、商店街の活性化に向けて現在取り組んでいるところでございます。

○ 楡井委員

その実情は、そういうことでわかるわけですね。それに対して飯塚市としてはどうかかわっていくのかという質問です。

○ 経済部長

大学生がまちづくり、商店街に限らずまちづくりに参加した場合、チャレンジプロジェクトという事業を持っております。補助金が、10万円が限度ですが、今回の近大生につきましても、この補助金を活用していただきながら取り組んでいただいております。18年度が8件採択しております。

○ 楡井委員

昨年の決算審査の際に、飯塚市全体の活性化といいますか、商工の活性化を図っていく振興策を立案するというところで、そういうことを専門にやっている会社があって、その会社が忙しいので順番待ちだというような答弁があったように記憶しております。その点で、その後この会社との関係といいますか、折衝、これはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○ 経済部長

中心市街地活性化基本計画でまちづくり会社を探しているというような答弁はさせていただきましたけど、順番待ちという、ちょっと記憶にございません。ただ、先ほどから観光も出ておりますけど、観光基本計画につきましては今年度中に策定するというところで、現在協議会の立ち上げの準備をしながら、3月に向けて取り組んでまいっております。それから、中心市街地活性化基本計画につきましては、さきの9月議会で御議決いただきました。まずはニーズ調査等を行いながら、来年の10月をめどぐらいにまとめていきたいと考えております。

○ 楡井委員

それでは、次に中小企業融資資金、融資預託金ですかね、これに関連してお尋ねいたします。決算書では188ページになりますか。資料では31ページに当たります。この資料の中から、次のようなことが明らかになるんじゃないかというふうに思いますが、確認をさせていただきたいと思います。平成16年度では、この融資制度に申し込んだのが13件、貸付決定したのが10件、それから平成17年度は、それぞれ3件に2件、そして18年度は5件に3件、5件申し込んで3件貸し付けが始まったということになっています。この数字に間違いはないかどうか、御確認願います。

○ 商工観光課長

今議員が言われました数字に間違いありません。

○ 楡井委員

それでは、貸し付けにならなかった6件、トータル、3年間で6件あると思いますが、この貸し付けにならなかった理由はどういうことなんでしょうか。

○ 商工観光課長

平成16年度の3件のうち1件は、別途借り入れの返済に遅滞があり、返済に対する信用に欠けることと、売り上げに対し借入額の割合が多いことから、申請人にこれ以上の返済の上積みはできないとの判断がなされ、貸し付けが行なわれませんでした。他の2件につきましては、いずれも申請後申請者から取り下げがあったものであります。平成17年度の1件につきましては、申請者の決算の内容から判断して、返済原資が見られなかったため、これ以上の設備投

資を行なうことは健全な営業の負担になると判断され、貸し付けが行なわれませんでした。平成18年度の2件のうち1件は、申請者が事業資金に充てることのできる十分な売掛金を抱えており、その回収を進め、役員に対する支払いを後回しにするなどの経営努力をすれば融資の必要性はないものと判断されました。もう1件につきましては、申請者の決算の内容から見て、借入金の運用が不鮮明であることや、累積赤字が蓄積する一方になっており、ここ数年利益を上げていないと判断され、新たな融資の返済ができるほどの資力は残っていないと判断され、貸し付けが行なわれませんでした。

○ 楡井委員

この融資額が10億4,710万円と、相当準備されているわけです。これに関して、16年は13件ありましたが、その後3件、5件という形で、申し込みの件数が非常に少ない状況であります。で、預託しているお金は10億4,700万円というような状況ですが、この預託している金融機関は1カ所ですか、それとも数箇所に分かれているんですか。もし差し支えがなければ、金融機関名も教えていただきたいと思います。

○ 商工観光課長

預託を行なっております金融機関につきましては、市内の指定金融機関でありまして、銀行名といたしましては、福岡銀行、西日本シティ銀行、飯塚信用金庫、福岡県中央信用組合、福岡中央銀行、親和銀行であります。

○ 楡井委員

飯塚市中小企業融資規則というやつの中に書いてある6行に、それぞれ分散して預託しているということになるんですね。それでは、この貸付残高が19億5,000万円余りというふうになっています。これは、このうち災害特例融資資金、これを除くと、28件の5,415万円余りという計算になるというふうに思いますが、そういう理解でよろしゅうございますか。

○ 商工観光課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、この中小企業資金融資制度、これの本来の存在意義が、特に17年、18年、これは発揮されていないんじゃないかというふうに思いますけれども、ここで改めて存在意義について述べていただきたいと思います。

○ 商工観光課長

御指摘のとおり、現在の融資残高の大部分は、平成15年度の水害での融資に関するものでございます。平成17年度から申請数が少なくなっていることにつきましては、平成15年度に災害特例融資貸し付けを392件、31億8,079万円実施いたしました。その返済が17年度から始まったケースがほとんどであり、そういう状況で新たな借入れを追加して申請する状況にないのではないかと考えております。借りにくい制度ではないかとの御指摘でございますけど、保証協会、金融機関等と十分協議しながら、円滑な融資を行なえるような体制をとっておりますので、よろしくお願いたします。

○ 楡井委員

私が今お聞きしたのは、この制度の意義といいますか、これをお聞きしたんですが、先ほど言いました規則の中には、目的として、市内の中小業者に対して必要な資金を融資、もって中小企業の振興、育成を図る。これを目的とするというふうには書いてあるわけですね。これがこの制度の存在意義ではないかというふうに思うわけですが、例えば融資を受ける者の要件として5点示されています。そのうちの特に第2項といいますか、2番目の括弧の中が、市町村税の納税成績が良好な者というのが書いてあります。そして第5項に、融資金の償還及び利子の支払いについて十分能力を有する者というふうにも書いてあるわけですね。この要件が私ちよ

っと厳しいのではないかと、いうふうに思うわけです。経済情勢もありまして、これは何度も今まで議会の中でも討議してきましたが、市民の購買力が落ち込んでいる。同時に、中心商店街の周辺に24時間営業に近いような大型小売店が次々に進出してきている。そういう意味で営業が苦しくなっているときに、この第2項、第5項というのは相当に厳しいというふうに考えられるわけですね。返さなくていいというようなことには当然ならないし、先ほどの許可できなかった人たちの中にもそういう状況の人がおられるわけですが、この条項を厳しいというふうに私は思うわけですが、そういう評価といたしますか、認識では、行政の側としてはないということになるのでしょうか。

○ 商工観光課長

融資制度の貸付条件でございますけれども、今議員御指摘のとおり、5つの要件がございます。そのうちの市民税等の納税成績が良好な者ということでございますけれども、あくまでもこの原資となっておりますのが皆様の税金をもとに行なっておりますので、その点を御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○ 楡井委員

後先になって申しわけありませんけれど、この18年の3件、貸し付けが始まりましたけど、これは3件で合計幾らの貸し付けになっていますか。

○ 商工観光課長

貸付金額につきましては、3件で1,100万円でございます。

○ 楡井委員

3件で1,100万円ということであれば、10億4,700万円預けておるわけですね。そうすると、この10億4,700万円は銀行の金庫にずうっと眠っておる形になるわけですが、そういうことになるんですかね。確認してください。

○ 商工観光課長

この預託金につきましては、現在、15年度の災害を初め、貸し付けておりますものの原資にもなっておりますことから、銀行に眠っているというふうな状況ではございません。

○ 楡井委員

そうすると、この10億4,700万円というお金は、その都度銀行に持っていくのか。そういうことになるわけですね。それで、1年間したら10億4,700万円だったと、こういう理解でいいわけですか。

○ 商工観光課長

この金額につきましては、年度当初に預託いたしまして、年度末に市の方に返ってくるというシステムになっております。

○ 楡井委員

そうすると、やはり1年間、さっきの6つの金融機関に分散して預けてあるということになるわけですね。それから、いま一つの質問は、この規則によりますと、6つの分野の融資が行なわれる予定になっていますね。略称でいきますと、事業資金、それから不況資金、近代化資金、長期資金、高度化資金、観光資金と、こういう6つの分野の融資になっています。で、原則として、無担保無保証人制度であると。まあ、場合によっては担保とるというふうにはなっておりますけれども、原則としては無担保無保証人の制度であるということについては、私評価できると思います。しかし、いずれもその利率が8.2%という非常に高い、現在の利息の考え方からすれば随分高いということになるわけですね。これは「以内」という言葉がついていますが、この関係で、8.2%以内というこの文言なり、その制度なりは、現状に合わないんじゃないかというふうに思いますけれども、これについてはいかがですか。

○ 商工観光課長

ここに記載してありますのは、年8.2%以内ということで記載させていただいております、

現行の融資利率は、この8.2%以内の1.55%で実施しておりますので、御理解をお願いしたいというように思います。

○ 楡井委員

そうすると、今年度貸し付けた3件、1,100万円は、この1.55%で行なわれたということになるんでしょう。そういうことであれば、これは、この規則を見て申し込もうと、お願いに行こうかというような人が、うわあ、これは8.2%以内かと。8.2%、その後ろの「以内」というのはなかなか見にくい、気づきにくいと思うんですね。それで、この8.2%は、これは高いわいと、市中の銀行に相談した方がいいんじゃないかというようなふうにも考えることになりはしないかなあというふうに思うわけですね。それで、ついでにですけども、事業資金というところのみ市民税の所得割税額の完納と、完納していることというふうに文章があって、他の5つの分野にはこの文がないんですね。これはさきに示した納税成績が良好な者という文言と、この3つの考え方が納税条件に関してはあるんですけども、この3つの関係はどういうふうに考えればいいのか、御答弁願いたいと思います。

○ 商工観光課長

今の納税に関するところにつきましては、すべて同じ条件のもとでさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○ 楡井委員

事業資金に所得割の税額があり、完納していることという条文は、他の5つの融資内容にも全部関係してくるということですか。条文がないわけですね。そういう理解ですか。それとも貸付要件というところにある納税成績が良好な者というのが、事業資金以外の5つには影響するのか。その振り分け方について正確に説明してください。

○ 商工観光課長

この融資に関しましての基本的な考えといたしましては、税につきましては完納させていただいているというのが原則でございますので、そういうことでの御理解をお願いしたいと思います。

○ 楡井委員

それでは、そういうことであるならば、やはりこういう規則は規則ですから、文書は文書ですから、どのところにもやっぱりそういうのをきちんと書き込まなければならないんじゃないかなというふうに思うわけですね。この融資を受ける者の要件の中には、納税成績が良好な者というふうな文言になっております。それから、事業資金の項目のところでは、市民税の所得割の税額が完納していることということですから、市町村税の納税成績が良好な者というのと若干内容が違うんじゃないかと思うんですね。市町村税の納税となってくると、国保税、それから自動車税、いろいろありますね。こっちは市民税の所得割の税額という非常に幅の狭まったものになっているわけですね。そういう文章がまちまちですし、この事業資金以外の6項目には、その納税条件が記されていないというふうに思いますし、さらに先ほどの8.2%以内という文言についても検討すべきじゃないかというふうに思うわけです。したがって、この融資資金、先ほど5件で1,100万円というのが18年度の決算状況であります。これはせっかく市民によかれと思ってやっている事業であるというふうに思いますので、借りやすく利用しやすい事業に、もう少しこの規則を検討すべきじゃないかというふうに思うわけです。そうしないと、先ほどから言いますように営業状況が大変苦しいという状況の中で、納税もなかなか大変だと思うんですね。そういう人を排除してということになると、この趣旨も生かされてこないんじゃないか、この目的の関係もあってですね、いうふうに思いますので、ぜひ検討していただくようお願いしたいというふうに思います。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

質疑通告をせずに質問をするのは大変申しわけないと思うんですが、174ページ、農林関係について、ちょっとお聞きしたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。174ページの農業委員会報酬というのが2,470万円余り決算額として上がっていますがけれども、この農業委員会に議会からの選出されている議員の人がおられるというふうに思ひます。こういうような公職に関係している人たちの報酬もこの中に入っている、そういう公職に携わっている人たちがこの2,470万円の報酬をもらっているのかどうかということでもあります。さらに、もう少し下の方に、報酬というところに農区長、生産組合長報酬というのがあります。これも同じような内容なのかどうか。この2点について、まずお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 農業委員会事務局長

この報酬の中には、議員さんの方から選任されました農業委員さんの報酬も入っております。

○ 農林課長

農区長、生産組合長の中に議員さんが入っていないかという質問でございますが、農区長、生産組合長の中におかれましては、議員さんは入っておりません。

○ 楡井委員

議員に限らず公職についている人というふうに質問をしたんですけれども、その点、もう少し答弁を追加してください。

○ 農業委員会事務局長

これは、農業委員さんは、ほかには農家の方から出ている方が大半でございますが、あとは選任委員さんと申しまして、議会から4名、それと土地改良区、それと農協、それと農業共済組合等から出てあります。（「農区長の方は。農区長の方も答弁を」と呼ぶ者あり）

○ 農林課長

生産組合長、農区長さんにおかれましては、数が余りにも多過ぎまして把握しておりませんので、失礼します。

○ 楡井委員

どういたしますかね、補助金といいますか報酬を出しているわけですよ。で、数が多過ぎてというようなことでの答弁は成り立たないと思ひますよ。487万5,000円もお金を出しているわけですよ。当然、支給明細なり何なりあるわけでしょう。今、そこにお持ちでないということなのかもしれませんけれども、これはぜひ、後ほどでも結構ですから、お知らせ願ひたいというふうに思ひます。それから、175ページから176ページにかけての農業振興費について、若干お聞きしたいと思ひます。農業振興費が6,480万円組まれています。そのうち補助金が6,138万円ということになっております。これで農業の独自振興が図れるのかどうかというようなことですが、その中の一つとしてプラスチック処理というような項目があります。農業用廃プラスチック処理補助金66万2,000円、それからさらにも一つ、中山間地域等直接支払い交付金、これが1,100万円もありますが、この内容について御答弁願ひたいと思ひます。内容を説明していただきたいと思ひます。

○ 農林課長

廃プラスチック処理補助金につきましては、毎年多量に発生するハウス園芸用使用済みプラスチック、肥料のあき袋、農薬容器等のリサイクルを基本とした適正処理を推進し、環境保全を図るために支出しております補助金になります。また、中山間地域直接支払い交付金につきましては、下流地域の住民の生命、財産等を守るために、中山間地域等の農業、農村が有する水源涵養機能及び洪水防止機能等の維持を図るために支出しております補助金になります。

○ 楡井委員

この直接という言葉が入っているんですよ。これは農家、関係地域の農家になるんでしょ

うか、それとも山林管理しておられる人たちなんですか、そういう個々人のそれぞれの家庭と申しますか、一軒一軒に直接現金を渡すのかどうかについてはいかがですか。

○ 農林課長

これは地域を県が指定しております。その地域に対して、その一軒一軒の農家に対して支払うものであります。

○ 楡井委員

確認しますね。地域を決めて、その地域の中に含まれている一軒一軒に直接現金をお渡しすると、こういう理解でいいですか。

○ 農林課長

そのとおりであります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第5款労働費、第6款農林水産業費及び第7款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、第8款土木費及び第9款消防費、189ページから211ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

205ページ、住宅建設費の中の委託料、市営住宅等ストック総合活用計画策定委託料がございます。こちらについてお聞かせいただきたいんですが、このストック計画、おおよそ概要についてお聞かせいただけますか。

○ 住宅課長

18年度に策定いたしました飯塚市市営住宅ストック総合活用計画につきまして御説明いたします。本計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とし、前期、後期の5年ごとに区分しております。計画策定の目的としましては、新市建設計画や総合計画に盛り込まれた市民のニーズに対応した良質な住宅の提供、高齢者や障がい者に配慮した住宅や老朽化住宅の建てかえなど安全で快適な住環境の整備を図るという方針に沿って、居住水準や設備水準の向上など施設の整備を行い、安全で快適な住宅ストックの形成を図ることとしております。市営住宅の状況では、平成18年3月31日現在の住宅の管理戸数は72団地4,448戸で、このうち既に耐用年数を超過している戸数が1,251戸ございます。市営住宅の位置づけとしましては、住宅に困窮する市民に対して良質な住宅を提供する住宅のセーフティーネットの充実、すべての人が安心して暮らせる住環境を提供するとしております。また、基本理念といたしましては、住宅セーフティーネットの充実、既存ストックの有効活用、設備・施設の整備の3点を上げております。次に、目標フレームでは、平成27年度の管理戸数の目標値を、公的住宅比率による管理戸数に高齢者、少子化の需要要因を考慮し、管理戸数の目標値は3,900から4,100戸程度としています。ストックの活用手法と基本目標では、新たに建てかえる住宅は、段差の解消、手すりの設置、廊下等の幅員の確保などバリアフリーとし、高齢者や障がい者に配慮した住宅整備を行うとなっております。今後は、この目標に向かって努力していくつもりであります。社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しを行ってまいります。

○ 江口委員

目標とする戸数ですね、3,900から4,100というお話がございました。現行が4,500弱でございますので、500戸近くは減るかとは思いますが、それでも私自身は、果たしてこのままの形で市営住宅をつくり続けることが、建てかえし続けることがいいことか

どうかっていうものについて、非常に疑問を持っております。以前、お話ししたことがあるかと思いますが、これから先、バス路線等の減少等が予測されます。そういった中で高齢者の方々が暮らしやすい町ということを見ると、ある意味コンパクトシティという部分が打ち出されてきて、その考え方に沿ってという部分があるかと思いますが。その考え方に関しては、このストック活用計画はのっとった形でやられるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○ 住宅課長

今、委員の方から御提起いただきました件につきましても、当然ながら新たに建てかえていくという方針の中では、当然、利便性、生活のしやすさということを前提に考えて建てかえを行なっていくと。だから、現地に建てかえていくばかりではなく、当然ながら利便性の高いところに統合していくという形をもって建てかえを進めておりますので、そういう形の中で委員の御指摘をできるだけ沿った形で整備をしたいというふうに考えています。

○ 江口委員

ぜひその形で進めてください。ただ、そういったときに何が、全市の中で本当に真ん中、一極集中ではなくて、それぞれある意味幾つかの拠点があってというふうな形で整備をしていただかなくては、それこそ合併の後で言われる「旧飯塚だけが」という話になりますし、その周りのところの、周りのところというか、それぞれの旧市町の発展にもつながりませんので、その点に配慮しながらやっていただきたいということをお願いいたします。あとあわせて、じゃあ、この市営住宅にどういった方々が入るんだろうということになるんです。生活困窮者というふうなお話がありました。ところが、低所得者というふうな形だけで見ますと、その数はこの供給戸数で間に合うものではございません。当然に、民間の借家で住まわれておられる方々、非常に多くおられます。本当に住宅がなかった時期に関しては、この市営住宅、公営で住宅を用意するっていうものが、本当に意義があった時代があったかと思っております。そしてまた、炭鉱がなくなり、その炭鉱住宅ですね、炭住をどうするかというところで、公営住宅に変えていった、その歴史的背景もわかります。しかしながら、それからかなりの年月がたって、社会情勢が変わったと。この現在においてなおそういったところまでターゲットにすることが果たして正しいのかどうかとなると、私は疑問に思うということをお話させていただきました。家賃で言うと、周辺の民間のアパート等と考えると、あるところでは2万円近く差があるわけです。そうすると4年間でその差はおよそ100万円違う形になりますですね。ある意味、この市営住宅に申し込みをされて、抽選に当たった方は、ある意味宝くじを当てたようなものになります。ですから、やはり当然のことながら、皆さん方安い家賃をお求めですから、殺到はする。しかしながら、すべての方々には満足させることはできない。そしてまた、民間のアパート等も充実したことを考えると、このまま市営住宅を生活困窮者全体に対して提供することの意義をもう一度考えなくてはならないと思っております。ただし、住宅に困っておられる方々は、生活だけではありません。民間のアパート等でバリアフリー等でやはり十分な供給戸数がないという部分等がございます。その面に対しては、きちんと配慮されることは必要であります。計画の中で評価したいのは、そのうちの1,200戸ですか、バリアフリー整備住宅の目標戸数というものがございます。全体の約3割の1,200戸ですね。現況戸数プラス913戸とすると。これに関しては非常に評価できると思っております。どうしても民間では、要するにビジネスの面で乗らないのでやりづらいというところに関して、公的な部分がきちんとサポートをするという部分は必要だと思っております。しかしながら、本当にこれから先の財政状況等も考えると、目標戸数自体も見直さなくてはならないと思っております。その点についてはどうお考えですか。

○ 住宅課長

今、御指摘のように、低所得者層ということは、経済の動向とあわせまして厳しい状況にありまして、それをすべて公営住宅で賄うということは当然厳しい状況です。ただし、現在でも

住宅が年間150戸程度は入退居あっておりますから、そういう部分での新たな住宅の確信的な形はできると思います。ただし、今申されましたような民間住宅に入られている方々に対する助成的なことは現在行っておりませんが、できるだけ低所得者という位置づけの中で公営住宅のあり方を十分踏まえて、今後努力していきたいというふうに考えます。

○ 江口委員

今、いみじくも民間住宅に入っている方々への助成というお話がございました。公営住宅として供給できないのであれば、そういった形でサポートをするということも十分考えられます。逆に考えると、そちらの方を充実することでこちらの公営住宅を整備しないという方向も、ある意味一つの方向性だと思っております。今年度、18年度の決算を見ても、住宅建設費22億4,000万円です。そして、このストック活用計画、残りの建設必要戸数等を考えると、非常に大きな財政負担となることが予想されます。本当にこのままでやっていくことがいいのかどうか、本当に考えなくてはならないと思っております。その財源等も考える必要があるわけですが、ざっくりとでも結構なんです、このストック活用計画をつくる段階で、これを全体整備すると、この2027年というのが計画期間になっておりますが、これを整備し終わるとするとおおよそ幾らぐらいかかるとかという試算等はございますでしょうか。

○ 住宅課長

28年度までをストック計画の計画期間としておりますが、あくまでも建てていく上では、造成費等に莫大な費用がかかったり、建築も、いろいろ建築費におきましても内容についていろいろ格差が出ますので、一概には言えません。もう概算の概算で、もうこれは参考になる数字がどうかわかりませんが、ストック計画に上げている総額といたしましては、165億6,375万円という数字は、一応ストック計画の中では上げております。

○ 江口委員

165億円で終わるのかなあという気がしなくもないわけです。この建設というところで、今の公営住宅の建設単価ですね、坪単価で結構ですので、幾らか、そしてまた、民間が同様の建物をつくった場合、おおよそ幾らぐらいになるのか、お示しいただけますか。

○ 住宅課長

坪単価というものが、ちょっと今積算した数字の中にはありませんので、1戸当たりという形で答えさせていただきたいと思っております。1戸当たりが、このストック計画に上げております数字につきましては、1戸当たり1,200万円ほどの建築、外構工事がかかると。それに造成費等が加算されると、大体1,700万円近くかかるというふうに積算はしております。ただし、過去、近年の住宅の建てかえ状況の中での建築、建物の部分と外構ですが、それで言いますと大体1,400万円程度がかかっておるといふ、近年の実績はそうっております。済みません、民間は把握しておりません。申しわけありません。

○ 江口委員

おおよそ民間はわからないということなんですが、おおよそ民間の方が安いと、当然のことながら言われております。その中で、この建てかえを進めるに当たって、整備の手法なんです。それに関しては、ストック活用計画は何らかのサジェスションというか、指針等がございませうか。済みません。ちょっと質問を言いかえます。今までどおり、このストック活用計画の中では、今までどおり市の方が図面を用意して出す、そういった指名競争入札等で工事を発注するという方向でやるというふうな形で、このストック活用計画はつくられておられますか。

○ 住宅課長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

PFIという手法があるのを御存じだと思っております。PFIについて、こういったものなのか。そして今回、そのストック活用計画の中で、そういった手法を検討されたのかどうか。

そして、検討した結果採用しなかったなら、その理由をお教えてください。

○ 住宅課長

まず、P F Iでございますが、私の認識している範囲でございますが、これまで公共が実施していた社会資本整備を、民間の資金、経営ノウハウを導入し、民間事業者主導で実施しようとする手法でございまして、平成11年に、この導入を促進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、P F I法という通称でございますが、施行されたというふうに、P F Iについてはそういう認識をしております。また、このストック計画におきましては、あくまでも交付金を、45%でございますが、地域住宅交付金を利用して建てるという形で考えておりまして、P F I等につきましては、このストック計画の中では検討いたしておりません。

○ 江口委員

その交付金の中で建てるからっていうお話がございましたが、じゃあその計画の中で、その交付金の形の中でP F Iが活用できるのかできないのかを、あわせて検討していただきたいと思います。今の段階で検討していないのであればですね。そしてまた、P F Iでもう既にやられている公営住宅というのが、全国でも各地にあるかと思っています。その中で一つ事例として私が見聞きした分は、横浜の事例です。横浜は、公営住宅を建てかえるときにP F Iの手法を使って、各事業者から提案を募ったと。その中で出てきたのは、市営住宅を整備するんだけど、ただしそれは住宅だけではないという計画なんですね。ある意味、住宅の中に、いろんなマンションとかビルが建つんですけど、その中に住居部分と商業スペース等があるケースありますよね。そういった部分を整備していくっていう形がとられたというふうな形で聞いております。ぜひそういった手法等も考えていただきたいと思うわけです。というのは、人は、住む場所があるだけでは生きてはいけないわけです。その周りにいろんな機能が用意されていないとならない。逆に、そのP F Iの手法、その横浜の事例であったのは、その部分で利潤をね、利益を上げることで、その全体の事業にかかわるコストを賄おうという、結果としては総事業費等膨らむ部分ではありますが、実際に公営住宅だけの部分で限ると、その負担は低くなるというやり方があったりします。ぜひそういったものもあわせて検討していただきたいと思うわけですが、どうですか。

○ 住宅課長

この本計画、ストック計画の中では、今委員が御指摘されましたP F I等といった民間活力の導入は検討いたしておりませんが、今後、住環境整備を行う上での検討課題の一つであるというふうには理解しております。

○ 江口委員

検討課題の一つとして、しっかり検討していただきたいとお願いいたしておきます。

この質問はここで終わります。

○ 委員長

では、暫時休憩いたします。

休 憩 11：04

再 開 11：16

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

続きまして、211ページ、災害対策費、13節委託料の中の地域防災計画基礎調査委託についてお聞きいたします。この地域防災計画の基礎調査委託について、どういったものなのかが1点、あとそれと、この調査を行って、その後ですね、どういった形で地域の防災につなげていかれるのかをお聞かせいただけますか。

○ 総務課長

地域防災計画基礎調査委託料につきましては、正式な契約の名称は飯塚市防災アセスメント業務委託というような名称になっております。本調査の目的といたしましては、市町村合併に伴いまして、飯塚市の市民、行政機関、これらの防災力の向上と防災体制の早期確立、それから防災対策の推進に資することを主な目的としております。災害対策基本法第42条に基づきまして、本年度に策定する予定の地域防災計画の基礎となる資料、データを収集、整理するため、18年度に調査委託を行ったものでございます。具体的な調査内容といたしましては、災害誘因調査、それから人口動態調査、防災関連施設現況調査、それから過去の災害発生状況調査及び地形・地質調査等の資料収集を行ないました。また、地震、風水害、こういったものの発生に伴う地域ごとの被害の想定及び災害危険性と防災課題等の洗い出しを行なったものでございます。業務は、委託先の国際航業株式会社の担当者3名と市の担当者と共に、平成18年10月7日から19年の3月31日まで行いました。成果品といたしましては、報告書と付図、図面でございます、これを各1部、それから原稿を電子データとして納品されております。なお、旧飯塚市以外の旧4町につきましては平成10年度に実施されました防災アセスメント調査成果を引用いたしまして、旧飯塚市につきましては新たに調査を行い、合併後の新飯塚市として取りまとめたところでございます。また、災害誘因調査、人口動態、防災関連施設現況調査、それから水害の危険性、土砂災害危険性、こういったものの把握につきましては、全域で新たに実施いたしまして、それに地震被害想定についても実施を加えております。この基礎調査の活用でございますが、基本的には、本年度策定予定の地域防災カルテ及び地域防災計画の基礎資料として用いることにしております。ただ、電子データとして納品されておりますので、次年度以降、総合計画の実施計画に盛り込むことを検討しておりますハザードマップの作成や、それから防災図上訓練、こういったものに利用することは可能だというふうに考えております。現在のところは、地域防災計画策定の基礎資料として十分に活用する考えでおります。

○ 江口委員

非常に重要な仕事だと思っております。いろんな危険性、地震であるとか水害であるとかですね、いろんな危険性についても調査をしたというふうな御返答がございました。そうすると、これをやっぱり市民の方々に知っていただく。こういった危険性がありますよ、だからこそのエリアをこうやって整備しましょうという話にならなくてはならないと思うわけですね。その前提として、まず庁内できちんとお話をされる。それについては今お話がございましたが、市民の方々にそれを知っていただいて、話をしていただく。そういった部分については、これから先どのようになりますでしょうか。

○ 総務課長

この基礎調査につきましては、地域防災計画を作成するための一連の作業の中の防災アセスメントという部類に相当するものでございますので、これを今直ちに市民の皆様方に公表するというようなことではなく、これに基づき今年度作成する予定の地域防災計画、これを完成後に公表する考えでおります。地域防災計画につきましては、本編、資料編のほかに概要版を作成する予定でございますので、配付先としましては、現在のところ、関係機関のほか、市民への閲覧を容易にするため、地区公民館等を想定しておるところでございます。また、ホームページ等へも掲示する予定でございます。このように広く市民の皆様方に周知を図りまして、本市の防災計画、防災体制を知っていただくことで、災害への不安感を解消して、安心感が与えられるよう努めてまいりたいというふうに考えております。また、先ほど申し上げました電子データがございましたので、今後さまざまな活用方法について、将来にわたって柔軟に対応できるというふうに考えております。

○ 江口委員

今すぐ公表するのはというお話がございましたが、やはり市民の方々というか民間の活動自

体は、地域防災計画ができるまでも連続して行なわれるわけです。やはり人が住むところを考える、引っ越す、家を建てる等を考えるときに、じゃあどんな家が必要なんだろうとか、どこに工場を立地しようというふうなことを考えたときに、そのときのリスクという部分について十分に把握した上で、それに対して対処するということは必要だと思っています。私自身も、水害のときに横田におりまして、ひざ近くまで浸水して、3カ月間ぐらい流浪の生活を送りましたが、じゃあそれが本当にここに水害のリスクがあると知っていたならば住んでいたかどうかということを考えると、やっぱり違う結論が出てくると思います。そういったものを含めまして、そのときはアパートでしたから、私自身は動けたんですが、そこに建てられた大家さんに関しては、じゃあ本当にここに建ててよかったの、どうなのっていう部分があるかと思いません。ぜひそういった部分を考えあわせて、市民の方々の生活という部分では、こういった部分の危険性をきちんとお伝えすることが、ある種一歩先に行動できることにつながりますので、その点もあわせて考えていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですから、第8款土木費、第9款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、第10款教育費、211ページから245ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております原田委員の質疑を許します。

○ 原田委員

226ページになりますが、中学生海外派遣事業についてお尋ねをいたします。まず、この事業の目的と実績についてをお尋ねをいたします。

○ 学校教育課長

平成18年度に実施いたしました中学生海外派遣事業は、あすの飯塚市を担う人材の育成を目的として、市内の中学生を8月3日から8月18日までの約2週間、オーストラリアに派遣し、ホームステイを通じて語学研修や国際交流を行なうものです。平成18年度につきましては、市内在住の中学1年生から3年生の50名を派遣し、中学校の校長を団長として、教諭2名と市職員2名の計5名が随行いたしております。費用につきましては、参加する中学生は1人当たり総経費の30%を自己負担とし、随行者につきましては全額市が負担して行なった事業でございます。

○ 原田委員

この歳出の主な内訳がわかりましたら、お願いいたします。

○ 学校教育課長

この1,805万円のの内訳といたしましては、事業委託料として、中学生1人32万4,000円の50人分の1,620万円と、随行者の37万円の5人分185万円の合計1,805万円となっております。

○ 原田委員

この事業に参加した生徒さんたちの成果とといいますか、どのようなものがあるとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○ 学校教育課長

この事業の成果といたしましては、2通りの調査を行い、その結果に基づいて報告をさせていただきます。まず1つ目といたしましては、派遣後に作文を提出していただき、その内容から、一番多いのは、他国との文化や習慣の違いが勉強でき、お互いの文化を尊重し合う気持ちが生まれてきたということ、また、英語の難しさを改めて痛感しながらも、努力し、自分が話をして英語が通じたときの喜びを感じ、もっと英語が話せるようになりたい、これから英語の

勉強を頑張りたいといった語学力の向上に意欲を示す生徒が多数見受けられたこと、さらに、帰国後も手紙やメールでホストファミリーと交流を深めている生徒もいて、国際交流への意欲が感じられたことです。2つ目といたしましては、過去に平成5年から平成11年度の間に参加した方、つまり現在成人している方への調査を行ったところ、そのときの返事の幾つかを紹介いたします。中学生海外派遣の研修参加をきっかけに、現在大学で英語を専攻して、将来英語に関する職につきたいといった回答があったこと、この研修に参加し、経験そのものが自分を大きくしてくれ、社会に出たときに人前でも積極的に発言ができ、物事や周囲に対する視野が広がったと思うといった意見が見られました。このことから、これからの国際社会に向けて、国際的視野や感覚を養うとともに、語学力の向上を図り、広い視点から国際理解を深め、飯塚市の将来を担う人材として成長してもらうためのステップとして、感性豊かな中学生を海外に派遣することは大変有意義であると思っております。また、豊かな学園都市をテーマに掲げる飯塚市として、中学生の資質向上のための機会としての価値も大きいものがあると考えております。

○ 原田委員

その選出と申しますか、今の現状と今後について、ちょっとお尋ねをいたします。

○ 学校教育課長

平成18年度に実施いたしました中学生海外派遣事業は、合併前の段階で実施されていた旧飯塚市、旧穂波町、旧筑穂町の3町がそれぞれ海外派遣を行なっておりました。合併協議の中で、合併した後はこれまで実施していなかった旧庄内町、旧穎田町からも募集を受け入れることとなり、受け入れ先の体制等も考慮し、平成18年度につきましては50名を上限として募集を行ったところでございます。

○ 原田委員

大体その現状まではわかりましたけれども、本年度、19年度につきましては、たしか25名であったかと記憶しておりますけれども、この削減された理由につきまして、簡単で結構ですが、お尋ねをいたします。

○ 学校教育課長

50名から25名に削減した理由といたしましては、まず、ホームステイ先の受け入れ体制の問題で、中学生1人に対して1ホストファミリーを原則として実施してまいりましたが、18年度実施後に、どうしてもその受け入れ体制に問題が生じたという報告を受け、見直しを行ったことがございます。次に、飯塚市の財政難による行財政改革により、派遣人数についての検討と見直しを行った結果、25名といった削減した数になっております。

○ 原田委員

今後、この事業はこのまま継続するという、そういうおつもりがあるのか、お尋ねをいたします。

○ 生涯学習課長

この事業につきまして、引き続き実施していくのかという御質問でございますけど、先ほど学校教育課長から答弁がありましたように、中学生海外派遣事業は、事業の目的対しまして一定の成果が上がっていると判断しております。そのため、今後も継続して実施していくところで予定しているところでございますが、派遣者及び保護者を対象に今後アンケート等を実施するなど、中学生にとってどのような研修、そして体験が将来にわたって有効なのかを取りまとめ、より充実した事業になるよう検討してまいりたいと考えております。さらに、帰国後は、研修生に対しまして定期的に活動の場を提供し、ボランティアとして活動できる環境を整備し、青少年育成また人材育成等を図っていきたいと考えております。

○ 原田委員

この事業自体は非常に素晴らしいものであると思っております。広く海外に視野を向けまし

て、その生徒の将来まで影響を及ぼすような非常に素晴らしい事業であるとは思っておるんですが、ただ、先ほどちょっと説明もございましたように、今度25名で、行財政改革の真っ最中、たしか1,000万円であったかと思いますが、今度は、今回の決算が1,800万円、そして19年度が1,000万円ということですね。学校教育というか、教育関係の予算の中で、これでも1,800万円って、非常に大きな事業なんですね。で、大変素晴らしいんですが、ただ、今現在行財政改革の真っただ中ということで、この決算を踏まえて、今度の予算につきましても、いろんな各種補助金を削減されてあります。その中で1,000万円という費用を捻出されて、25名を対象として海外派遣されたわけでありまして、やはり学校教育といえば通常、学校と家庭とそれから地域社会とでというふうなことをよく言われます。学校関係もろもろでいきますと、家庭でいくと今度はPTA活動とか、地域社会でいきますと青少年健全育成連絡協議会ですか、それとか、予算審議のときに私も意見を言わせていただきましたけれども、保護司会とか補導連絡協議会といった名称だったのでしょうか、こういった方々は手弁当で市の教育を底辺から支えていらっしゃるわけですね。で、そういった補助金、各種補助金を今後削ってまでこれをやるっていうのは、私はいかがなもんかなと思うわけでありまして。やはり1,000万円という金額、この中では1,800万円でございますけれども、当期のそれぞれのもろもろの補助金を削減した中で、1,000万円をかけて……。で、先ほどの答弁の中でございました「豊かな学園都市をテーマに掲げる飯塚市として」とか、それとか市内の中学生に対して夢と希望をしっかりと持たせたいと。これは25人じゃないで、もっと全体的な底上げでとらえていく必要があるのではなかろうかと思うんです。で、行財政改革が、これが全部片づきまして、片づくっていうのは変な言い方ですが、順調な運営をできるようになったときは、大いにやっていただきたいと思うんですけれども。ただ、この予算の中で、予算決算の中で非常に割合的にちょっと高過ぎるのではなかろうかと、私はこのように考えるわけなんです。できましたらば行財政改革ということでしばらく凍結して、ほかの予算の方で全般的な教育の底上げをしていただきたいと、このように考えるところでございますが、これにつきましてお尋ねをしたいところでございますが、教育長、どんなふうにお考えでしょうか。よろしければ御答弁をいただきたいと思っております。

○ 教育長

今、学校教育課長と、それから19年度は生涯学習課の方で担当して中学生の海外派遣、実施してきたということで、今年度も報告会があったわけでございますけれども、18年度の実績ということで、先ほど学校教育課長の方で成果を語る述べたところでございます。この事業につきましましては、海外に子供たちを派遣し、国際感覚であるとか語学研修であるとか、そういうふうなことをじかに体験してくるっていうことで、意味がある事業だと思っております。今原田委員の方から言われました全体的に見てというふうな考えたときに、確かに25名に対して1,000万円から1,800万円、そういうお金を使っているということで、全体的に見てどうかという話でございます。そのことについては、全体の枠の中で考えていきたいと思っております。ただ、新しくできた飯塚市の教育としての一つの顔というの、非常に大事な意味があるというふうに思っています。ですから、全くやめてしまうということじゃなくて、今後どういうふうなあり方が、そういう国際的な理解を深めていくとかいうことについて、子供たちに対してどういう施策を講じていけばいいのかっていうことも含めながら、この事業を再度見直していきたいと思っております。今のところは、ぜひ継続していきたいなと思っておりますけれども、全体の枠の中でも再度考えさせていただきたいと思っております。

○ 原田委員

私は、決して反対しているわけではございません。非常に素晴らしい事業だというふうに認識をしております。ただ、今の行財政改革の中でっていうことを考えた場合、果たしてこれをやっていくのが本当に正しいのかと。で、海外に派遣すること自体が、やはり異文化と申しま

すか、やはり派遣しなきゃできないのかと。例えば、飯塚市の中でも外国から来られてある方たくさんいらっしゃいます。そういった中で、いろんな交流とか地域交流とか、そういった形でもできるのではないかなというふうに私は思うわけです。そういったことをぜひお考えいただいて、海外だけが異文化との交流とかいうものではないのではなかろうかなと。そこら辺はひとつ今後検討して、来期は、結局これを、決算でございますけども、この決算を踏まえた上で予算っていうのはどうしても避けて通れないところがございますので、何とか全体的な底上げをして、住みたいまち、住み続けたいまち飯塚のほかに、そして加えていただけるならば、文化と教育のまち飯塚と、ぜひこのようになるように御配慮をいただきたいと思います。

○ 委員長

次に、人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

232ページになるんだらうと思いますが、文化会館の関係でございます。コスモスコモン、まずコスモスコモンの中ホールと1階の展示ホール、この1階、2階の遮音、音を遮る設備に不備があると、このように伺ったんですが、そのような実態であるのでしょうか。いかがですか。

○ 文化課長

中央ホールと展示ホールとの間の遮音につきまして、それからまた、大ホールとの遮音の問題もございますが、各室の遮音性能につきましては、当初の音響設計で意図したとおりの音響性能を実現いたしております。しかしながら、各室を同時に使用した場合の相互の音漏れにつきましては、通常の使用であれば同時使用でも問題ございませんが、電気音響設備を使用するロックコンサートや吹奏楽、それから管弦楽、和太鼓の演奏などが行なわれれば音漏れがあるということは、当初から予想をされておりましたので、これにつきましては運用上で解決することといたしておりました。

○ 人見委員

実は、今回私が出向いて行って、その実態というのがわかったわけですが、これは当初から、そういう音漏れに関してはあったと、不備があったと。何でそういうふうな事態がわかっておきながら今日までほっといてきたのかと。この点についてはどうですか。

○ 文化課長

これは不備であるということではなくて、いわゆる音響の設計をした当時から、こういう音漏れが出ると。これは最大限の努力をいたしておりますけれども、そういったことで音漏れがどうしてもできなかったということでございまして、この音漏れにつきましてはある程度の予想はしておりましたので、音漏れの考えられる箇所につきましてはできるだけの処置をいたしております。これは完全に遮音することはできておりません。また、当時、遮音するための検討も十分いたしておりますが、そのための予算が、2,000万円以上の工事費がかかるというようなこともございまして、予算措置ができなかったこともありまして、現在の状況に至っております。

○ 人見委員

私が行ったときは、笑い声、それからピアノ、バイオリン、先ほど和太鼓の話なんかよりは、ずうっと音も小ちゃい中で、すぐさま調整が必要ですよというような形で調整をされておる現実だったんですね。それで、今回この資料を出していただいたんですが、先ほど答弁の中で運用の中でそれは上手にやってきたと言われました。開館から今日まで、そうした実態の中で、遮音に関する改修なりが少なくとも1度や2度はやられてきたのか。全くやられずに、この遮音の整備をより効果あらしめるためには2,000万円以上の費用がかかるというのは、当初からの話なのか。その点はいかがですか。

○ 文化課長

この遮音につきましての、でき上がってこれまでの改修というものはいたしておりません。この2,000万円というのは、当初工事をするときに出された数字でございまして、改めて遮音構造にするためには、展示ホールだけの遮音工事でも約8,500万円程度の工事費がかかるという見込みでございます。そういったことから、今後でございますけれども、緊急に対応するというようなことはできませんけれども、今後改修する機会がありましたら、防音あるいは遮音の構造に配慮した改修をしていきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

この資料の平成16年の中ホールの稼働率、それぞれ大ホール、中ホール、展示ホールとありますが、中ホールに限って、16年度が74.6%、18年度が67.4%、それ以前もあるわけですが、押しなべて70%台から60%台に落ちていること等の数字からは、全くそうした遮音の関係からの影響というのは全くないのかどうか、その点いかがですか。

○ 文化課長

確かに、この問題で、いわゆる運用上で調整をさせていただくというケースがございます。これにつきましては、あらかじめ利用者にその旨の説明をいたしておりますが、日時の変更をしていただくとか、あるいはそのまま利用していただくか、そういったところの御理解と御協力をいただいた上で申し込みをいただいておりますけれども、そうしたケースでございますが、いわゆる説明をするケースが多くても月に数回で、実際に日時の変更をしていただくというようなケースは、年に一、二回程度という状況でございます。

○ 人見委員

もう、そうした設備でしかないということであるならば、その設備の中身にある意味では合わせざるを得ない。もう聞いてて、もうまさにもうだめです。もう、この時間帯がバッティングしてますから、全くだめですと。こんな話で言われると、そういう意味では下がらざるを得ない。会場を変えるなり何なりせざるを得ない。こういうふうなことが現実だろうと思えます。そして、今聞けば、当初であれば2,000万円、一等最初の建設の段階であれば2,000万円かければできたものが、今日に至っては8,500万円、こういうふうなことが、まさに最小の費用で最大の効果といつも皆さん言われることからすると、なんとちぐはぐなことなんだろう。そして、いま一つ聞きたいんですが、これは来年度から、平成20年度から、この委託のあり方、運営のあり方については、指定管理者を導入するという話も聞いておりますが、間違いはないですか。

○ 文化課長

間違いございません。

○ 人見委員

その指定管理者の制度は、利用料金制でいくんじゃないんですか。

○ 文化課長

済みません、先ほどの回答で、20年度から指定管理者を導入するというような御質問でございましたが、この指定管理者につきましては平成18年度から導入いたしておりますので、訂正をさせていただきたいと思えます。そして、この20年度からの指定管理者につきましては、利用料金制度を導入して実施したいというふうに考えております。

○ 人見委員

であるならば、当然利益を上げなきゃいけない。そして、60%台に落ちた稼働率を、ある意味では80%台に上げなきゃいけない。細切れのごとく上手に運営していこうとするかもない。今まではよかったんですよ、そうした感覚で。ある意味では、親方日の丸とまでは言いませんけれども、そうしたそれに近い感覚。接遇一つとってみても、ある意味ではつけんどんとした、そうした、今言われるように、この施設はこういうふうな状況ですから使えませんか、単に言えばよかった。それがそうはいかなくなる方向に行こうとする中で、あえてこのしっか

り整備されてない状況で、さあ利用料金制でやってくださいというのは、ある意味ではちょっと虫がよ過ぎやせんかいなというような気もしないでもないんですね。だから、これからどういうふうな、この8,500万円かかる費用をいかに抑えながら、何らかやっぱり使い勝手のいい、運営する側も効率が上がり、利用する側も使い勝手のいいような文化ホール、文化センターにしていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、今後どのような対応を考えますか。

○ 文化課長

この遮音の関係では、利用者の方々に日程調整等で大変御迷惑をおかけしているところもあるとは存じますが、これからも利用者のサービス向上、それから利用者をふやすということにつきましては、我々も努力していかなければならないというように考えております。そしてまた、現在、先ほど御質問者が言われましたように、平成20年度から利用料金制度を導入して指定管理者に管理運営をしていただくことにしていますので、指定管理者には文化会館の利用者をふやすための知恵と、それから市民サービスの向上に努めていただくように、我々文化課としましても指導・監督していきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

あくまでこの施設の改善はせずに、今ある中でどうぞ売り上げしっかりと上げてください、よりよい運営をお願いしたいというような一方的な話で終わっていくおつもりなんですか。それで推移していくおつもりなんですか。そこのところをお聞きしているわけですよ。

○ 文化課長

先ほどもちょっとお答えしたと思いますが、緊急にこれを改修するということは、8,500万円ほどの経費かかりますので、緊急に対応するということはできませんけども、今後改修する機会等あれば、そういった時期に遮音構造の改修をしたいというふうに考えております。

○ 人見委員

もう少しね、何ちゅうかな、そういう改善、改修の方向性というのをしっかりと検討なさった方がいいじゃないかなと。そういう話が出てきてしかるべきじゃないかなと思って質問してるわけですよ。どうですか。

○ 生涯学習部長

先ほど課長が答弁いたしておりますように、展示ホールだけの遮音工事だけでも8,500万円ほどの予算が伴うということですので、今日の財政状況を考慮したときには、その財源確保が非常に難しいというような状況でございます。それからいたしますと、緊急に対応するということは、何度も先ほどから課長が申し上げておりますように難しい状況でございますので、将来的にわたりまして、今後でございますけれども、その財源確保とともに、改修の機会ができましたら、課長が先ほど答弁いたしておりますように、防音に配慮した改修を今度考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○ 人見委員

副市長、副市長ぐらいかな、この開館の当時知っておるのは。聞いたことある。僕は今回初めて聞いたの、これ。聞いたことあるんでしょう。（「ないです」と呼ぶ者あり）そう、そんなことないと思うけどなあ。余りにもやっぱり無防備というか、何ていうかな、先ほどの話じゃないですけども、教育、文化だとかそういう面が、こういうふうなところにも如実に出てくるんじゃないか。つくればいい、あの当時のことを思えばね、もういろいろ、部長、知っちゃおう。かかわっちゃった。そんなことないね。もう、やっぱりおかしい話やなあと思うんですよ。副市長、しっかりと今後取り組む方向性を何かこう打ち出すべきじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。これで終わりますが。

○ 副市長

質問者が言われます、よりよい施設の充実を目指してということでは、私も同意見を持って

おります。ただ、私も、はっきり言うて、そういう防音施設の不備があるということは知りませんでした。知りませんでしたけど、今質問者が言われますように中ホールと展示室の間の防音が余りうまくいってないということでございます。よりより施設を目指すということでは、私たちも異存ありませんけど、何せ今非常に財政的に苦しい状況ではございますので、先ほどから担当部長あるいは課長が答弁しておりますように、今後、機会があれば、ぜひその点も配慮した改築をしてまいりたいと思っております。そして、使用状況を先ほど見せていただきますと、1年間にその音のためにどうしても日程等を変更しなければならない、あるいは非常に利用する際に音が障害になって、本来の目的を達しないおそれがあるという件数は、ある程度限られておるようでございますので、そこら辺も十分に指定管理者になりまして説明をさせていただいて、どうしてももう支障が出る時には日程等の変更も御相談しながら、運営の方で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○ 人見委員

これで、今は文化振興事業団が指定管理者ですよね。来年度からは利用料金制度で、どのような方向性を打ち出し、オープンに管理運営を任せていく業者を選考していかれるんだろうと思うんですけども、そうした際のこうした施設の概要等は、きちんとこの遮音の問題等も説明が、今まではせずに済んできたわけですね、当然。振興財団はわかっているわけですから。今後はそうはいかない。そのあたりは、説明はきちんともうなされておるのか。なされるおつもりなのか。その点、どうなんですかね。

○ 文化課長

今後、そういった仕様書等、それから協定書等を結んでまいりますので、指定管理者候補が決まりましたら、そういったところを詰めていきたいと思えますし、十分、今御質問者が言われているところにつきましても、話を詰めてやっていきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

いいですか、そうしたことが応募してくる業者の採算というか、そうした事業計画の中にも影響が出てこないとも限らないと、このような懸念も一方で持つわけですよ。でね、何よりね、嫌な気分ですよ。申し込み行ってね、済みません、これはですね、こういうふうなことで時間がバッティングしてましてね、申しわけないんですが、お断り、だめでしょうかとかね、こんな話を聞かされて、あいてるにもかかわらず、中身はどうですか。太鼓使いますか。オーケストラですか。何ですか。今からそういうふうな計画をさらに詰めていこうとしているさなかから、そんな話ですよ。ピアノじゃだめなんですけど、バイオリンだけですけど。いや、それもちよっと、展示ホールの利用者にちよっとお尋ねしないとわかりませんか。結果的には、1時間半ずらして、そして影響のないことを確認してと。その間、やっぱり嫌なもんですよ、はっきり言って。利用しようとする側にとってね。できませんからできませんっていう側はいいですよ。それじゃ利用料金制度で、そうした指定管理者で、民間活力を、安くて、よりよいそうしたサービスを提供しようという趣旨からしても、結果的には、いいぐあいにはなっていないんじゃないかと。だから、こんなことが過去にわかっておるのであれば、何らかの手当をしてくるべきだったのではないかと、このように御指摘をしておきたいと思えます。したがって、しっかりと検討なさって、いい時期にやっぱり改修、改善をすべきだと、このように思えますので、よろしくをお願いします。

○ 委員長

では、暫時休憩いたします。

休 憩 11：59

再 開 12：59

委員会を再開いたします。

次に、原田委員の質疑を許します。

○ 原田委員

232ページの子どもマナビ塾の講師謝礼金についてお尋ねをいたします。この事業は、旧穂波で実施されていた事業ということになっておりますが、18年度の事業内容についてお尋ねをいたします。

○ 生涯学習課長

平成18年度の子どもマナビ塾につきましては、国の10分の10の委託事業を受け、穂波地区の5つの小学校で、放課後の余裕教室を利用し、子供の居場所づくりと学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣などを含めた総合的な学習の場の提供などを目的といたして実施したものでございます。小学校1年生から6年生までの児童を対象に、平日週5回の放課後と土曜日の午前中に2時間を目安といたしまして、各学期ごと及び夏休みでそれぞれ受講者を募集いたしまして実施したところでございます。学習内容といたしましては、各小学校により取り組みは違いますが、主なものといたしまして、昔遊びや珠算、伝承遊び、それから習字、絵画、体力づくり、パソコン、英会話、囲碁・将棋などでございます。

○ 原田委員

事業内容についてはわかりましたけれども、その事業の成果について、どのようなものがあったかをお示しいただきたいと思っております。

○ 生涯学習課長

成果につきましては、平成18年度につきましては、月曜日から土曜日まで5校それぞれで6講座から10講座の異なる講座を展開いたしまして、それぞれで成果を上げることができたものと考えております。例えば、珠算では、受講生のほとんどが受験し、昇級しており、4年生で全くの初心者だった子供が6年生で1級に合格した例もございます。また、講座以外でも、あいさつや礼儀、後片づけなど生活面の指導もあわせて行ないましたので、子供たちの礼儀や態度に大きな成長が見られました。このように放課後の子供たちの安全・安心な居場所づくりとなるだけでなく、さまざまなプログラムによりまして子供たちの発育、発達を支援することができたものと考えております。

○ 原田委員

現状と今後の方向性については、どのようになりますでしょうか。

○ 生涯学習課長

今後の方向性ということでございます。子どもマナビ塾事業の本年度、平成19年度におきましては、国の委託事業の終了に伴いまして、市の単独事業として、土曜日のみの開催で全市展開に向けて取り組んでいるところでございます。昨年度まで先行して実施しておりました穂波地区につきましては、穂波地区内の5つの小学校におきまして、余裕教室を活用いたしまして、1学期については毎週土曜日に、2学期からは、土曜日に加えて、毎日ではございませんけど、平日も開催しているところでございます。また、穂波地区を除きます各地区におきましても、公民館や隣接する小学校のパソコン教室等で積極的に開催しているところでございます。今後につきましては、余裕教室の確保や指導者の確保などの課題解決を図るとともに、地域や学校、関係機関とあらゆる機会をとらえまして協議を進め、子供たちの居場所づくりに向けて努力してまいりたいと考えております。

○ 原田委員

これは国の委託事業ということで、10分の10、すべて国の方からの負担ということでやってこられたわけですね。これが現在、国の委託事業が終了に伴って、市の単独事業ということでございますが、大体もともとの始まり、どう始まって、どういう経緯で委託事業が終了したのか、ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○ 生涯学習課長

この放課後子ども事業につきましては、平成16年度から国の委託事業といたしましてス

タートしております。これにつきましては、3カ年の補助事業でございました。ということで、平成18年度をもって事業廃止となっている事業でございます。それで、平成19年度からは、文部科学省の進めます放課後子ども教室推進事業及び厚生労働省が所管いたします放課後児童健全育成事業、こういったところで国の放課後育成プラン、この事業にのっとなって現在は行われておりますけど、本市におきましては市単独事業として行っております。

○ 原田委員

今説明のあったところなんですよ。何でそれに乗れなくて、市の単独事業になったのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

平成19年度から放課後子どもプランと、先ほど申しましたように国の新しい補助事業になったわけでございますけど、この事業は、国が3分の1、県が3分の1、市町村において3分の1という事業でございます。しかしながら、この本福岡県におきまして、この放課後子どもプラン推進事業の中の文部科学省が所管いたします子ども教室につきましては、アンビシャス広場づくり事業ということで事業が展開されておりますので、この事業に対しまして私どもの方のこのマナビ塾を展開するには少し困難なところがございまして、この事業を取り入れてはやっていないところでございます。

○ 原田委員

県のアンビシャスということで、そこら辺で障害があるというふうな理解をしたわけでありまして、これについては、それぞれの縦割り行政の違うところがいろいろあるかと思えます。しかしながら、こういった事業が結局、今度は学童保育とか児童クラブ、こういったものとかかわりも結構、それぞれかかわり合い方が出てくるのではないかと思いますけども、これについての関係としては、どういう関係になっておりますでしょうか。

○ 生涯学習課長

先ほども申し上げましたとおり、全小学校におきまして平日の放課後に向けて、子供の居場所づくりを目指して、今後、地域や学校を初め、関係各課、それから関係機関とも連携をとりながら、協議を重ねてまいりたいと考えております。

○ 原田委員

結局、子どもマナビ塾、これは非常にいい事業だと思うんですね。しかしながら、この学童保育と児童クラブとちょっと似通ったところがどうしても出てくるかと思うんですよ。で、縦割り行政で出どころも、もし補助金が出るのであれば、それぞれ違うと。ということで、やはり国の方としては縦割り行政かもしれませんけども、飯塚市として考えた場合に、何とか一つの大きな運動ってということで、一本化っていうのはちょっと難しいかもしれませんが、そういった予算を有効に使うっていう意味合いにおいては、そういったことは実現可能なんではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○ 生涯学習課長

先ほどもお答えしましたように、これを行なうには、余裕教室の確保、それから地域の皆さんの御理解、そういったことは幾つか課題がございます。こういったところを踏まえながら、また、先ほど質問委員さん言われますように児童クラブ、こういったところの関係各課とも十分に協議を踏まえながら、一本化できるとか、そういったところにつきまして今後検討してまいりたいと考えております。

○ 原田委員

縦割り行政のちょうど悪いところ、悪いところって言ったら悪いんですけども、やはり少し弊害もあるかなあという気がいたします。しかしながら、大きな飯塚市として、やっぱり連携できるところはひとつ大いにやっていただきたいと、このように考えております。あと、余裕教室の確保とか指導者の確保、非常に難しいものがあるかと思いますが、以前、これは公民

館学級っていうようなことでも、各町でたしか行われておったのではなかろうかと思うんですね。公民館活動とか、あと児童育成になりますでしょうか。で、児童育成の方からの立場としては、これはどのように考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねをいたします。

○ 児童育成課長

放課後児童健全育成事業は、児童クラブでございますが、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生、就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に遊びの場を主体とした生活の場を与えて、その健全な育成を図るものでございます。児童クラブ事業につきましては、現在21カ所の児童館、センター等で実施をしておりますが、平成18年度につきましては、合併前の運営形態が、旧飯塚市は青少健に委託、旧穂波及び庄内は保護者への委託、旧筑穂町は社会福祉協議会への委託、旧穎田は直営で、それぞれ運営形態が異なっていましたことから、筑穂町を除き一本化することで調整をいたしてまいりました。本年度から、旧1市3町分は青少健への事業委託をし、筑穂を含めまして入所児童数1,755人の児童を102名の指導員体制の中、青少健への自主運営の指導を行ないながら児童クラブを実施をしているところでございます。今後も、限られた予算の中で、児童クラブ事業の実施に向けて充実をしていきたいというように考えております。

○ 原田委員

それぞれの方の立場から、ここ辺にして一本化っていうか、そういった協力ができるかっていうつもりでお尋ねしたんですけど。これはあくまでも決算審議でございますので、これ以上は質疑はいたしませんけども、ただ、できることであれば、やはり相互の連携を持って進めていただきたいと思います。10分の10の事業が単独になりまして、経費の方も、実際1,100万円が300何十万円かになたしかなくて、70万円ぐらいだったですかね、そのぐらいいなくなったかと思えます。非常に厳しい財政状況の中で大変かと思えますけども、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

241ページ、社会教育施設費に関連してお聞きいたします。この中では、特段これというふうな形では上がっていないかと思うんですが、決算の成果説明書の47ページの中に、生活体験学校管理運営費、総事業費1,034万円っていう分がございます。この生活体験学校について、現在までの取り組み、そしてまた、こういった形で育ってきた中での経緯をお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

生活体験学校のこれまでの経緯でございますけど、生活体験学校につきましては、旧庄内町におきまして、昭和54年から、地元ボランティアの手で青少年の森教育キャンプ場がつくられ、1週間程度の長期通学キャンプを開始、その後、より参加しやすい施設を目指して昭和63年に生活体験学校を開設し、体験合宿やさまざまな体験活動を行う施設として現在に至っております。体験合宿につきましては、子供たちが宿泊しながら自炊やふろ沸かし、動物飼育、堆肥づくりなど多くの体験活動子供たちが力を合わせて行うことで、人間関係の大切さ、自然の大切さなどを体感し、子供たちの生きる力をはぐくむ事業として行っているところでございます。

○ 江口委員

どのように評価をされておられるのか、お聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

これまでに、平成18年度につきましては、体験合宿、これにつきまして年間14回、それから通学合宿を除いた体験合宿が7回、その他日帰り体験活動など25回、それから庄内地区

以外の児童を対象とした、これは合併後とり行った事業でございますが、チャレンジ体験合宿など開催しながら、約1,700名の児童の受け入れをしているところでございます。そういったところが一つの評価と言えるところじゃないかと思っております。

○ 江口委員

もうちょっと詳しくいただきたいんですが、庄内でやられてたわけですね。そして今では、これがその他の旧庄内以外でも取り組みをされているっていうふうな形での御案内だったかと思えます。なぜこの生活体験、通学合宿自体が、これを広めようっていうふうな形でなされているのか。今までこういうふうないいところがあったからこそ、取り組まれていると思うんですよね。その点について、もう少しお話いただけますか。

○ 生涯学習課長

この生活体験学校につきましては、これは全国的にもかなり知れ渡っておりまして、現在の子供の育成に対しまして、このさまざまな体験活動させる場、この体験させるということが非常に大事なものであるということに現在なっております。そういったところで、自然の大切さや、その中でつながり、また宿泊等を伴うことから、人間関係、上下関係、そういったところがある中で育っていく。そういったところが、あの施設としての重要なものになっていると思っております。そういったことで、合併までは庄内町で行なっておりましたが、そういったいいところ、これは全市的に少しでも広めていきたい、そういうふうに思っております。

○ 江口委員

子供の人間的な育ちの中でもだんだん薄くなりつつある縦のつながりをもう一度つなぎ直す仕組みとして、また、地域の方とのかかわりの部分もあったかと思えます。庄内においては、地域の方々がこの生活体験学校を支えていただきました。その中で顔見知りになることで、またその外の、そこだけの触れ合いではなくて外でも、何かがあったらきちんと話ができる、子供たちと話ができる、そういった仕掛けも含めて育ってきたものだと思います。だからこそ、昭和54年のキャンプ、長期通学キャンプから始まって、施設の整備等を含めて、庄内は、これについてきちんと連続して取り組みながら、これを拡大してきた。その中で、全国に対して、その生活体験学校っていう一つのモデルを発信することもできた。そしてまた、ここの中で生活体験学校の学会等もされてましたよね。で、いろんなところから研究者等が集まりながら、それを評価してきた事例があったかと思えます。だからこそ、合併に当たって、これはきちんと残そうという話になり、合併協議の中でもその話になって、市長のマニフェストにもたしかこの部分は書かれていたかと思えます。で、拡大というふうな形をとられてこられたと思っているんですが、今後について、これから先、どのような形で広げようと思っておられるのか、お聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

生活体験学校の今後の方向性ということでございますけど、庄内地区以外にこの通学合宿ができない。子供たちのためにも、各地区の社会教育施設であります各公民館等、そういったところを利用できないかと思っております。現在検討しているところでございます。そのために、体験学校でのこれまでの約20年間の通学合宿のノウハウ、これを生かしながら、全市的な体験活動の発信基地の役割を果たしていきたいと考えております。また同時に、庄内の生活体験学校につきましても、全小学校を対象といたしました体験合宿、これは通学合宿ができない庄内小学校以外の飯塚市内の全小学校の児童を対象としまして、チャレンジ体験合宿というのを行なっております。そういった中で、農作業体験や動物の飼育の体験、それから堆肥づくりの体験など、普段の生活では全くできない、それとか例えば公民館等で体験が難しい、こういったような活動を今の生活体験学校におきましてできるようなプログラムづくりを今後検討してみたいというふうに考えております。

○ 江口委員

生涯学習の方でその意欲があるのはわかりました。あと、済みません、ちょっと事前にお話をしてなかったんですが、学校教育の立場から見て、この生活体験学校の評価、どう評価されておられるか、お聞かせいただけますか。

○ 学校教育課長

この生活体験学校の評価といいますより、子供たちが、まず、とにかく今まで経験してないことを、家庭でできないことを、まずここで生活体験学校の中で体験できる。それから、集団ですね、兄弟関係とは違う異種年齢ですね、そういったものでそういった体験学習もできるといところで、非常に子供たちには、意欲とか横との関係、縦との関係、そういったものが、家族で家庭で味わえないものを身につけて、また学校の中で学習に参加できるっていうようなところが、一番大きな評価に値するところではないかというふうに考えております。

○ 江口委員

今、学校教育の話を書きましても、この事業に関しては評価をしておられるというお話になっております。ぜひこの部分、先ほどお話の中では公民館等を使った事業ができないかというお話がございました。公民館じゃなくてもいいと思っているんですよね。社会教育施設に限らず、市内には公共施設と言われるものがほかにもいっぱいあります。その中で、こういった事業に使えるものがないかというのを探しながら、また、最初のスタートはキャンプですよね。通学キャンプですよね。ある種の不便を感じる場所も一つの学習であるんですよね。そして、そのことに関して地域の方々がどうかかわれるか等を考えると、いろんなやり方がまだまだあるんだと思います。それをぜひ、生涯学習のみならず、ほかの部局とお話をされながらぜひしていただきたいと思っております。そのことを要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

失礼します。通告外のことになるんですけど、通告手続のミスから、本来通告して質問するつもりでありましたし、事前に資料なども用意していただきました。その関係ありますので、若干質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。まず、216ページの人権同和教育費に関連してお聞きしたいと思います。人権同和教育費、216ページの補助金交付金のところに幼稚園授業料補助金から大学就学奨励金まで5項目ありますから、この中身をちょっと説明をしていただきたいと思っております。それぞれによろしくお願いたします。

○ 学校教育課長

幼稚園授業料補助金から大学就学奨励金までの7項目の内訳についてでございますが、まず幼稚園授業料補助金については、旧穎田町で支給されていたもので、1,000円を12カ月分、その4人分の4万8,000円でございます。それから、次の小・中学校入学支度金でございますが、これは旧飯塚市で支給されていたもので、小学校1名、1万5,000円、中学校9名の1万8,000円の9人分で16万2,000円、合わせて10名分の17万7,000円になります。次の高等学校入学支度金でございますが、これは旧飯塚市と旧穂波町で支給されていたもので、旧飯塚市が公立高校の3人分の4万5,000円と私立高校の4人分の12万円、旧穂波町が公立高校の2人分で5万2,000円と私立高校の1人分で3万6,000円、合計10人で25万3,000円となります。次の大学入学支度金でございますが、これは旧飯塚市と旧穂波町で支給されていたもので、旧飯塚市が私立大学の1人分3万円、旧穂波町が私立大学の3人分で24万円、合計4人で27万円となります。次に、小・中学校就学奨励金でございますが、これは旧飯塚市と旧筑穂町で支給されていたもので、旧飯塚市が小学校20人分の114万2,110円と中学校18人分の147万4,436円でございます。旧筑穂町が、幼稚園から大学までの就学奨励として89人分の192万5,200円、合計127人分で454万1,746円となっております。続きまして、高等学

校就学奨励金でございますが、これは旧飯塚市と旧穂波町で支給されていたもので、旧飯塚市が公立高校の10人分で28万円、私立高校の8人分で36万8,000円、旧穂波町が公立高校の5人分で19万6,000円、私立高校の2人分で11万2,800円、合計27人分で95万6,800円となっております。最後に、大学就学奨励金でございますが、これは旧飯塚市と旧穂波町で支給されていたもので、旧飯塚市が公立大学の1人分で4万8,000円、私立大学の3人分で15万円、旧穂波町が私立大学の6人分で84万2,000円、合計10人分で104万400円となっております。

○ 楡井委員

今、お聞きしますと、幼稚園の分は穎田で実施されていたと、穎田の分だということですが、あとはほぼ飯塚と穂波の分だけが多いですね。それに加えて、庄内が全然この関係では実施されていないという、非常に中身のアンバランスのある制度じゃないかというふうに思いますが。あわせて、この奨励金、支度金等を受けるための条件と申しますか、所得問題だとか、それから審査の手続だとか、そういうことについて説明をしていただきたいと思えます。

○ 学校教育課長

手続等につきましては、平成18年度の同和対策特別助成金の支出の手続は、合併前の旧1市3町を引き継いだものでございまして、交付申請書を含めまして必要書類等を学校教育課へ提出していただきまして、それをそれぞれの要綱に基づき資格審査を行いまして支出を決定するものでございます。それから、所得制限等はあったのかということでもございましたけれど、これは旧飯塚市と旧筑穂町につきましては所得制限はございましたけれども、旧穂波、旧穎田町にはこの所得制限はございませんでした。

○ 楡井委員

それで、今御報告の中でも、アンバランスな施策ということになっていると思えます。これは今後とも引き続き継続されるのかどうかについては、いかがでしょうか。

○ 学校教育課長

このことにつきましては、平成18年、19年度で調整すべき項目でございましたけれども、現在検討中でございますので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

○ 楡井委員

それから、次は解放子ども会の費用が991万円、解放子ども会講師謝礼金という形で上がっておりますが、この中身について御説明願います。

○ 人権同和教育課長

解放子ども会講師謝礼金についてお答えいたします。御存じのように解放子ども会は、生活体験、自然体験などを通して、人権学習、創作活動、仲間づくりなどを、計画に基づき、おおむね年間30回以上の開催をしております。当然のことながら学力補充等も行っております。その中から、差別を見抜き、差別に負けない強い子供たちを育てることを目的としています。決算の内訳でございますが、旧飯塚、延べ回数10学級で487回、243万5,000円、旧穂波、5学級で延べ回数200回、講師が3名、300万円、旧筑穂、これは小学校ですが、4学級、延べ144回、講師が3名、216万円、中学校が2学級、延べ60回、講師が3名、90万円、旧庄内、小学校が35回、講師が5名、87万5,000円、中学校が36回、講師が3名、54万円、合計991万円となっております。

○ 楡井委員

ちょっと今、正確にはちょっと聞き漏らしたんですけど、これは庄内は実施されていないんですかね。

○ 人権同和教育課長

答弁いたしましたけれども、庄内につきましては、小学校が35回、講師が5名、87万5,000円、中学校36回、講師が3名、54万円であります。

○ 楡井委員

どうも失礼しました。それでは、これは同和会、これは解放子ども会は解放同盟の方の組織じゃないかと思えます。同和会の組織には、こういう活動をやっている状況はないんですか。

○ 人権同和教育課長

全日本同和会、それから部落解放同盟、それぞれ活動方針、活動内容等は異なるかと思えます。同和会につきましては、独自にキャンプ、それから正月前のもちつき等をやっておることはお聞きしておりますが、解放子ども会のように週1回、講師を招聘して活動されているのは、把握はしておりません。

○ 楡井委員

解放子ども会の方の講師といたしますか、これはどういう身分の人が行なっておられますか。

○ 人権同和教育課長

小・中学校の先生でございます。

○ 楡井委員

学校教育課にお尋ねしますが、この子ども会の講師にですね、全員学校の先生だということですけども、これは公務員の兼職禁止の条項、これには該当はしないんですか。

○ 学校教育課長

該当するしないというよりも、まずこれは時間外であるということと業務外であるということですね。それで、命を受けて行くものではございません。自主的参加でございますので、そのために恐らく費用弁償費というような形で出ているんじゃないかと思えますが。

○ 楡井委員

業務命令で出張するとか、それから、さらに勤務拘束時間以外だというようなことは、確かにそのとおりだろうと思えます。しかし、地方公務員ですか、先生方は、その公務員であることには違いないわけですよ。で、時間外だから公務員の兼業禁止の条項に当てはまらないというようなことはないんじゃないかと思うんですよ。時間が外れば公務員ではなくなる、公務員の身分が外れるということではないと思うんですよ。その点、いかがですか。

○ 学校教育課長

先ほども申し上げたんですけれども、ここに出ていますのは謝金ではなくて、恐らく費用弁償的な要素が強いんじゃないかと思えます。だから、公務員であれば、兼職する場合にはきちっと届け出なり承認をいただいているというのがありますので、それとは若干異なるとは認識しておりますが。

○ 楡井委員

謝金、ここに謝礼金って書いてあるんですね、この文書は。決算の文書はですね。それで、3人で300万円とか、3人で216万円とか。1年間の金額ですから、月々にすれば、また一週間一週間にすれば、そう大きな金額ではないということにはなるかもしれませんが、3人で300万円、1年間で100万円ですよ。かなり結構大きな金額だと思うんですよ。そういうことからすれば、これは定職に値するんじゃないかというふうに私自身は思いますので、これはもう少し法律等でしっかり勉強もお互いしていきたいというふうに思います。それで、その後、同和関係青少年育成活動助成金というのが、11万2,000円、最後から2行目のところに上がっていますが、この助成金と解放子ども会謝礼金、これとの関係はどういうふうになっておりますか。

○ 人権同和教育課長

まず、解放子ども会の関係等はございません。同和関係青少年活動助成金11万2,000円についてお答えいたします。目的といたしまして、人権同和問題のための活動学習を行なっている団体に助成、援助を行うもので、高校生、青年の学習、交流活動を促進し、部落差別の完全解放のために助成するものであります。成果といたしまして、同和関係青少年の活動、学習

及び交流を行うことにより、差別に負けない仲間づくり、人権学習をすることができております。18年度におきましては、筑穂町協議会青年部長が昨年9月16日から18日に香川県で行われました全国青年集会に参加をいたしております。

○ 楡井委員

この関係でもう3点ほどお願いします。この同じページに学力補充教室謝礼金というのが59万5,000円ですか、これ上がっております。この内容について説明していただきたいと思っております。

○ 人権同和教育課長

学力補充教室謝礼金でございますけれども、旧穎田地区におきまして、先ほど解放子ども会の中に穎田地区は入っておりませんでした。10年ほど前に解放子ども会の活動中に事故が起きてまして、それ以来、野外キャンプとかそういうのを除きまして、すべて学力補充という形に活動を変えております。で、外部講師による学力補充教室を開催いたしております。内訳でございますが、小学校が43日、中学校42日、開催を同和地区の集会所で行なっております。成果といたしまして、小学校で平均いたしますと5ポイント、顕著な子供に至りますと19ポイント上昇をしております。中学生におきましては、その小学校からの学力補充教室の成果が顕著にあらわれておりまして、成績優秀な子供が育っております。

○ 楡井委員

この補助金については、このことだけで学力が上がったというふうに見るべきじゃないんじゃないか。というのも、学校特区でそういう事業もやっていますからですね。まあ、一応意見としては述べておきます。それから、同じページの、ちょっと今の下の方の欄になりますけど、人権同和教育研究協議会補助金というのが704万6,000円上がっています。この活動内容を説明してください。

○ 人権同和教育課長

人権同和教育研究協議会補助金についてお答えいたします。目的といたしまして、人権同和教育啓発の調査・研究、実践の交流を目的としております。構成でございますが、教職員を中心といたしました学校人権同和教育部会、会員数709名、保育所・幼稚園職員を中心といたしました就学前人権同和教育部会81名、行政職員を中心といたしました社会人権同和教育部会164名の3部会954名で構成をされております。支出の内訳でございますが、旧1市4町それぞれ町同研、市同研等に計上してございました。旧穂波分190万円、旧筑穂96万円、旧庄内250万円、旧穎田65万5,000円、旧飯塚103万1,000円、合計の704万6,000円でございます。

○ 楡井委員

資料の47ページをちょっと見ていただきたいんですが、ここに人権同和教育研修実施状況という表がありまして、ずっとその日程とか開催場所とか人数とかお金が書いてあります。これと直接は今の700万円とは関係ないのかもしれませんが、この関係で見て、嘉穂郡の「嘉」、飯塚の「飯」、桂川の「桂」という3つの頭文字があつて、地区社会人権同和教育啓発担当者会議というのが唐津市で行われているんですけど、これはなぜこういう嘉飯桂地区の中の担当者が唐津市で会議をしなきゃならないのかなということについては、このことについて説明をしてください。

○ 人権同和教育課長

当該出張について御説明申し上げます。飯塚市、嘉麻市、桂川町の人権同和教育啓発担当者で組織いたします嘉飯桂社会人権同和教育啓発担当者会の合宿研修会に参加したものであります。この目的は、福岡県人権教育啓発基本指針に基づき、市町村社会人権同和教育を推進するため、啓発担当者の資質の向上と実践力をつけることとされております。内容といたしまして、平成18年6月12日から13日にかけて、福岡市千代にあります千代の県庁周辺の現地学習

及び佐賀県唐津市にあります人権ふれあいセンター唐津での学習であります。その効果につきましては、本年の2月、19年の2月に本市全戸に配付いたしました人権啓発誌「新しき明日をつくる」の第1集に、この学習によりまして、取材をもとに6ページにわたり編集、掲載をいたしております。

○ 楡井委員

それから、資料の46ページに支援加配教員の問題が掲載されて、報告されております。このことについて若干お聞きしたいと思います。まず、加配教員のいない学校があるようであります。学校名を上げていただきたいと思っております。その理由は何でしょうか。

○ 学校教育課長

飯塚市内の34校の小・中学校で支援加配の配置のない学校につきましては、小学校22校のうち5校、中学校12校のうち2校の計7校が未配置でございます。小学校は、飯塚小学校、片島小学校、八木山小学校、内野小学校、高田小学校の5校でございます。中学校は、二瀬中学校、菰田中学校の2校でございます。それから、配置されていない理由ということですが、この児童生徒支援加配の定数につきましては、県教委が学級編成に基づいて定めた県の配当基準どおりに配置する定数と国庫により基準定数以外に配置される基準外定数がございます。そこで、この児童生徒支援加配は基準外定数になります。配置につきましては、例年10月ごろですが、県教育委員会から配置要望調査に基づく学校からの要望を飯塚市教育委員会で集約いたしまして、県教育委員会の方に提出をし、その後、文部科学省の方へ提出されております。これを受けまして、文部科学省が福岡県の配置数を決定し、県教育委員会が児童数や学校の実態等をおかんがみ配置を決定している次第でございます。飯塚市教育委員会といたしましても、すべての学校から配置の要望が出されておりますので、すべての学校に配置を望んでいる要求を県の方にもいたしておりますけれども、現状では先ほど答弁した配置になっているところでございます。

○ 楡井委員

この加配教員申請条件ということで、「児童生徒支援加配は、学習指導上、生徒指導上及び進路指導上に特別の注意が必要である児童・生徒に対して」云々というふうに申請条件が上げてあります。この活動内容といいますか、この学習指導、生徒指導、進路指導、こういうところにそれぞれ何人配置されているかというのは、合計で結構ですけれども、わかりますか。結局、学校に配置されている教員の人たちが、こういう3つのことをそれぞれこなしていくと。自分は学習指導だけとか進路指導だけとかいうことでなくて、私はこの3つのことをこの学校でやりますというようなことなんですかね。

○ 学校教育課長

一応、その答弁をする前に、この児童生徒支援加配について、ちょっと若干御説明をさせていただきます。この児童生徒支援加配は、研修加配など特定教員の活動を目的としたものとは違ひまして、学校組織としての取り組みによる効果を目的としたものでございます。したがって、児童生徒支援加配は、特定の教員を指すものではございません。したがって、本日この46ページに支援加配教員というのがあるんですけれども、これ支援加配教員じゃなくて支援加配なんですね。教員はつきません。したがって、先ほど言いましたように特定の教員を指すものではないことから、本日提出しております出張の具体的回数にしても、明らかに示すことはちょっと難しいと思っております。ただ、今まで資料請求について、こういう形で出させていただきましたので、今回出させていただけましたけれども、先ほど委員が御指摘のように3つを兼ねて1人じゃなくて、例えばその学校で学習指導、生徒指導、進路指導で特に力を入れたいのが例えば学習指導であれば、その学習指導に対して児童生徒支援加配という定数を1個つけるわけですよ。だから、出張等についても、例えばいじめ、不登校、そういう問題があったときには、必ず市の児童生徒支援加配が行くとは限らないわけです。だから、例えば

生徒指導担当の者が行ったりとか、そういうこともあります。だから、3つの業務を1人の教員がするという形の定数じゃございませんので、そのところだけはちょっと御理解をお願いしたいと思います。

○ 楡井委員

そうすると、この表の出張状況という項目が一番左の欄にずっとありますね。そして、ずっと学校ごとに数字が書いてあります。これをずっと横に足し算すると、人権同和教育関係以外での出張、これが小学校のところで見てみますと、合計90になります。90回ということでしょうか。それから、2番目の人権同和教育関係の研修での出張というのが、これずっと合計すると542回になります。それから、校区関係機関等との連携のための出張、これが281回、小学校ですから進路指導はほとんどないと思いますけども、その下の2つは非常に少ないんですね。特に、一番上の教育関係の出張というところと、それから2段目の同和教育関係の研修での出張というところを見ますと、524と90ですから、約16%ぐらいですか。同じような見方で中学校の方を見てみますと、14%ぐらいに当たるわけですね。結局、口と八、人権同和教育関係の研修での出張と、それから校区関係機関等との連携のための出張ということ言えば、この加配教員ではないというふうに今言われましたけど、これは書いてありますけども、その加配された人たちの仕事が、主にこの2番目と3番目、小学校も中学校もそういうことになっている。特に、その中でも上から2番目の項ですね、この出張が非常に多いというのが特徴じゃないかと思うんですね。そういう意味では、この加配された教員の人たちが同和教育の仕事ばかりやってるんじゃないか。そういうことがこの数字から見てとれるわけですけども、そういう見方ではだめなんではないでしょうか。

○ 学校教育課長

これは先ほど言いましたように、校内で児童生徒支援部担当が人権同和教育担当を兼ねている場合もあるわけです。ですから、ここでの人権同和教育関係の研修の出張というのは、もう主に、これは定数ではございませんけど、校務分掌で人権同和教育担当者というのがおります。その方が出張している回数でありまして、必ずしも児童生徒支援部の中の児童生徒支援加配を担当している者がこれに行っているというふうには限らないわけですね。それと、2番目の人権同和教育関係の研修での出張が非常に多いがということなんですけれども、これは出張の内容を申しますと、これは福岡県の研修体系に基づきます課題研修の参加というのがあります。これは人権同和教育担当者研修会だとか、それから県教育委員会が主催いたします福岡県人権同和教育担当者会、それから飯塚市教育委員会が主催しております人権同和教育担当者会、さらにいじめの問題研修会、それからインターネット上の掲示板等における人権侵害の現状と対応のあり方についての研修会、こういった等に参加していただいているわけです。それで、そういう回数になっているかと思えます。

○ 楡井委員

そうすれば、ここに書いておるこの人権同和教育関係の研修での出張と、こういうくくりの仕方がまずいということになるわけですかね。しかし、この資料からでは、私が先ほど述べたような方向しか見えてこないわけですね。ですから、今後は資料の正確さを要求したいと思いますけれども、この資料からだけ見れば、先ほど言った学習指導、生徒指導、それからさらには進路指導、この中からは人権同和つつやう文言はないんですね。にもかかわらず、一切のやっている仕事はこういう形で一覧表で出てきている。このことを指摘して、この件については質問を終わりたいと思います。

それから、続きまして、220ページの学校の図書の問題についてお聞きしたいというふうに思います。資料で言えば53ページです。文部科学省が1,000億円の助成をすることになりました。このことについて、この1,000億円をどう活用するかということが、今後学校図書、蔵書を充実させていくことだというふうに思うわけです。それで、現在の蔵書状況と

問題点、また改善の方向、こういうのがきちっと掌握されておられれば、そのことについて御説明願いたいと思います。

○ 教育部総務課長

今、質問者が申されました1,000億円の件でございますが、その辺からちょっと御説明させていただきます。新学校図書館整備5カ年計画、平成19年度を初年度としまして、5年間で総額1,000億円、単年度で200億円の地方交付税措置を行なうことになっております。本日の決算にかかわる5カ年計画といたしましては、平成14年から18年度までの学校図書館整備新5カ年計画があり、総額で650億円、単年度で130億円の交付税措置でございました。ちなみに、第1次は平成5年からでございます。質問者が申されますように、学校図書館の現状と問題点ということでございますので、まず現状について御説明申し上げます。現状については、資料集の53ページに、各小学校、各中学校の児童・生徒数と18年度末の現有冊数をお示ししていますので、説明は省略いたしますが、児童1人当たりの冊数につきましては、小学校では、最も多い内野小学校で114冊、最も少ない伊岐須小学校では約12冊となっております。全校平均で約26冊でございます。中学校では、最も多い颯田中学校で74冊、最も少ない二瀬中学校で約20冊となっております。中学校全校平均で約30冊となります。国は、学校図書館標準を示しております。これは学級ごとにその学校に何冊の蔵書が必要かというのを示しているところでございます。飯塚市におきましては、18年度末日でこの標準図書数を下回っている学校が、小学校では22校中13校、中学校では12校中8校となっておりますので、最低でもこれを満たす必要があると考えております。満たす必要がありますけれども、現在の財政状況から勘案しまして、将来に向けてこの標準図書を満たすような努力を教育委員会としてはしていきたいと考えております。

○ 楡井委員

今、小学校、中学校それぞれ、一番多いところとか、それから平均の数字が示されたんですけど、これ各校ごとに生徒数と蔵書の数を割り算しますと、平均26冊という小学校、それから28.7冊という中学校、この関係から見て、この平均よりも低いのが、小学校では飯塚が12分の9、旧穂波が5分の2、庄内は1分の1というふうになります。つまり、旧飯塚では4分の3の小学校がこの平均の数よりも下だという数字になりますね。それから、中学校で言えば、飯塚が7分の4、それから筑穂が1分の1ということになっています。この数字から見ると、小学校、中学校とも、旧飯塚市関係の学校が平均を下回っているところが多いということになりますが、私たち穂波の方から見ておった場合、飯塚市の関係の人が少ないというのはちょっと考えられない状況があったんですけども、この平均よりも下回っている状況というのは、どういう関係になっているのか、お示し願いたいと思います。

○ 教育部総務課長

各学校の蔵書数といいますのは、必ずしも予算が多いから少ないからというのとイコールにはならないと考えております。と申しますのが、図書の1冊の平均からいいますと、大体1,200円から1,300円の図書が多ございますけれども、例えば百科事典とかは、かなり高額ですけども冊数としては少なくなります。そういうこともございますけれども、各学校に配置されています司書教諭や図書司書補の考えによりまして、古い本でも長い間保管している小・中学校もございまして、比較的短いサイクルで入れかえをしておる学校もございまして、先ほど申しますように、必ずしも予算額イコール蔵書数とは考えておりません。それと、もう一つ言えますところは、合併前の各町の予算配分や考え方もございましたので、今後、新飯塚市におきましては、できるだけ、先ほど申しましたように、標準冊数を満たすように各学校に予算を配当していきたいと考えております。

○ 楡井委員

蔵書の管理については、司書の方のいろいろな考え方があるというようなこともありました

し、そういう意味では、古い蔵書をいつまでも抱えておって、平均冊数が多いというようなこともあるんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、この司書の方の考え方でそういう蔵書なり本をそろえていく考え方が違うというようなことになる、小学校、中学校の各学校においてそれが違うということになるんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、この学校には全部、司書の資格を持った人がきちんと配置されているんですかね。

○ 教育部総務課長

学校図書館には、小・中学校全校に図書司書補を配置しておりますが、そのうち嘱託職員が13名、臨時職員25名でございます。その中で有資格者、図書司書の資格を持った者が23名、無資格の者が11名でございます。

○ 楡井委員

そういう意味で、今臨時の人が13人、25人と言われてましたけど、正規の市の職員はいないんですか。

○ 教育部総務課長

合併後、正規の職員は配置いたしておりません。

○ 楡井委員

そういう意味では、この38人になりますかね、この人たちが統一して飯塚市の小・中学校の学校図書を運営していくということが必要なんじゃないかと思うんですけれども、先ほどは司書の方の考えによって違ってきているというようなこともあるわけで、この38人の人たちをきちんと集めて、飯塚市の教育方針に合致した蔵書という方向での、飯塚市としてのまとまった学校図書方針ということについての打ち合わせなり協議をする場所というのは、まだ持ってないんですか。

○ 教育部総務課長

今、委員さんが申されますように、合併後、嘱託職員と臨時職員で図書司書を配置しておりますけれども、各学校には司書教諭が配属されております。専門の司書教諭が配属されておりますし、資格のない図書司書補とか、今年入りました新しい者たちについては、各種研修会への参加とか、今年で言いましたら夏休み中にベテランの図書司書が新米の図書司書の指導をしたりというようなことで実践し、飯塚市全体としての方向性を研修なり、考え方をまとめているところでございます。

○ 楡井委員

せっかく文部科学省の助成があるわけですね。1,000億円、これは内訳は、ちょっと私うる覚えで申しわけないんですけれども、蔵書の更新が600億円、それから新書を買ってそろえるのが400億円というような内容だったかと、これはひょっとしたら逆かもしれませんが、どっちだったのでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○ 教育部総務課長

1,000億円、19年度からの件でございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）大変申しわけございません。ちょっと私が持っている資料によりますと、新書、古書というような区分の資料は持ち合わせていませんので、5年間で1,000億円の図書を整備するというところで、単年度で200億円を全国に交付税措置として配分するというふうに認識しております。

○ 楡井委員

それでは、初めの方の答弁とダブるかなあとは思いますが、これは19年から第3次ということの方向であると思えます。もう既に19年度も始まっているわけですし、飯塚市にどのくらい交付されてくるものかというのも、交付税はまとまって入ってくるから、これが学校図書分ですよというような形でわかりにくいというようなこともあるかもしれませんが、どのくらいの交付があるのか。それを含めて、交付されたものをどういうふうを活用していくつもりなのか。これは先ほどの答弁にダブるかもしれませんが、再度お願いいたします。

○ 教育部総務課長

質問者の意図とちょっとそれるかもしれませんが、決算委員会でございますので18年度の決算から推測した金額で申し上げてよろしいでしょうか。小学校で申しますと、理論的には交付税算定額が694万円ほどです。中学校につきましては、理論的には623万円程度になっております。この交付税は一般財源でございますので、必ずしも図書費に充当されるとは限っておりません。ですので、教育委員会としましてはできる限り図書費に充当したいと考えておりますが、教育費全体のことを考えれば、ほぼイコールであればいいのではないかと考えております。

○ 楡井委員

ぜひ、とり合いっこなら頑張ってとってもらって、充実させていただきますように。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですから、第10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費及び第14款災害復旧費、245ページから251ページまでの質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費及び第14款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：08

再 開 14：20

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款市税から第10款地方特例交付金、61ページから63ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、資料の1ページにあります差し押さえの問題から、ちょっと入らせていただきたいと思えます。差し押さえ件数が16年、17年に比べて大幅にふえております。これだけたくさん差し押さえをしなければならなくなっている経済情勢だとは思いますが、まず、その経済情勢についてどのように認識されているのか、お尋ねしたいと思います。さらに、差し押さえ件数がふえているということは、当然税金の滞納がふえているということであるとも思えますので、税金滞納の状況、これはどうなっているのか、まずこの点からお聞きしたいと思います。よろしく。

○ 納税課長

まず、経済状況につきましては、国とマスコミ等では契機の回復がなっているというような形で伝えておりますけど、ここ地元飯塚市あたりでは、まだまだそういう声は聞かれなくて、現実に滞納の金額、滞納者も、今回の税率改正、それから定率減税の廃止等によりまして、税が低所得者層に負担がまたかかるような形になっておりますので、状況としてはかなり厳しい状況になっておると認識しております。

○ 楡井委員

滞納が、差し押さえがふえていっている状況の一つの反映として、税率の改正だとか定率減税、さらには高齢者控除、こういうことの廃止、縮減、これによる反映として、そういう経済情勢もあるというようなことですが、どうしてこのように滞納がふえていっているのか、

具体的に飯塚市の場合で考えてみたら、どういう原因が考えられるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○ 納税課長

飯塚市におきましては、18年度につきましては徴収率は前年度を上回るという形が出ております。それで、全体的には、先ほど言いましたように経済状況なり、税率改正あたりでかなりまだ厳しい状況は続いていると、そういうふうに思っております。

○ 楡井委員

別の資料にもありますけども、国保の方も含めてなんですけど、現年度の収納率、それから滞納の徴収率も、前年に比べては改善されている状況にはあるわけですね。そういう状況の中でこの差し押さえが非常に大きくふえているという、この原因を述べていただきたいと思います。

○ 納税課長

原因といたしましては、合併いたしまして、18年度から差し押さえの強化を図っていております。

○ 楡井委員

国の発表とか大企業の経営営業状況、これは空前の黒字というふうに言われて久しいわけですね。ところが、それがなかなか地場には回ってこない、中小企業の方には回ってこない、そういうふうな状況になっています。こういう状況の中で、予算審議の中で、やはり定率減税や高齢者控除、それから公的年金控除、これらの削減、廃止等によって住民の負担が大きくふえてきているというふうなことが審議をされておりました。答弁の中にも、そういう状況から滞納が増加するという懸念があるというふうな答弁もあっておりました。それらの影響で市民税の増額、これは調定額ですかね、これは前年度と比べてどのくらい大きくなっているのか。さらには、もう一つは、従来非課税だった人が課税に変わったということはあると思います。その人数がわかれば教えていただきたいと思います。

○ 課税課長

定率減税、高齢者控除廃止による影響につきましては、別添資料を提出しております。市民税調定額につきましては、飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書107ページをごらんいただきたいと思います。このクリーム色の冊子でございます。この107ページでございます。この中に市税状況決算推移表ということで、18年度を上げております。17年度個人現年分39億7,655万3,000円、18年度43億562万7,000円、したがって調定額は3億2,907万4,000円の増となっております。その要因ということでございますが、個人の所得税の増減、住民移動等もあり、はっきり申し上げることはできませんが、定率減税の分が主であるのではないかと考えております。続きまして、高齢者非課税措置廃止によって非課税者から課税されるようになった方は何人ぐらいかという御質問でございますが、約3,200人の方が控除廃止の該当者になると思われま。しかし、この該当者の中からどのくらいの方が非課税のままなのか、課税になっているか、現在のところ数を出すのが困難な状況でございます。その点は御了承をお願いいたします。

○ 楡井委員

市民の経済状況をつかんでいく。そして、その把握した人数の関係を見て市の政策を実行していく。こういうことが大切だというふうに思うわけですね。そういう意味で、この非課税の人が課税になる、これは非常に大事な分岐点といいますか、低所得の人が当然多いと思われるんですよ。そういうところへの温かい配慮といいますか、温かい施策をやっていくためには、こういう数字の把握は欠かせないというふうに思うわけです。それが把握されていない。当然、そうなってくると、どのくらい負担になったのかという金額も把握されていないということになるでしょう。全体としては3億2,900万円程度ということにはなっておりますけれども、そういうきめの細かな施策ということが求められているのが現状じゃないかというふ

うに思うわけです。先ほど御指摘のあったように、経済情勢が大変な状況ですから。それで、給料はむしろ上げられておりません。逆に減少の傾向、年金も切り下げられている。その上に控除がなくなって、購買力も減少する。そうすると、商店その他の売り上げも落ちると、こういう悪循環の方向へ向かっている状況ではないかと思うんですね。そうなってくると、所得税、住民税、国保税、医療費、それから障がい者負担等、これらがどんどんふえていっている。このことも、当然住民の負担にのしかかってくる。こういう状況の中で差し押さえがふえていっているということになるわけです。そこで、この差し押さえの通知をする基準、このことについてお尋ねしたいと思います。

○ 納税課長

差し押さえの主な基準といたしましては、再三にわたる催告にもかかわらず、また何ら連絡もなく、納税相談に全く来庁されない等、納税意識のない滞納者と判断される場合には、法の規定に基づく預貯金調査を初め、各種の財産調査を行います。その結果、担税資産があり、滞納処分が可能な場合は、差し押さえを行なっております。

○ 楡井委員

今までもそういう姿勢で臨んできたのではないかというふうに思うんですね。それが今年度急激にふえている。この関係はどういうふうに説明されますか。

○ 財務部長

先ほども担当課長が一部、若干説明をしかかっただけですが、18年度に1市4町合併いたしました。それで、それに伴いまして、平たく言えば、旧4町では優しい納税指導が行なわれていたということで、こういう納税の指導に当たるにつきましても、事務的な取り扱いもそれぞれ差があってはならない。新しい飯塚市になったわけですから、一定の事務の、そういう納税指導に当たっても、きちっとした適正な指導を行なっていく。で、納税意識を高めていただきますように。そして、納税指導を逆に怠れば、滞納額がふえればふえるほど納税者にとっては負担がふえてきて、なかなか払いにくくなるという問題もございますので、できるだけ早目に適正な納税指導を行なっていく。早目に、負担が軽いうちに税金を納めていただくというような措置をやりました関係上、どちらかといえば飯塚方式に合わせたということになるかもわかりませんが、そういう形で差し押さえ件数がぐっと18年度は従来に比べてふえたというのが実態でございます。

○ 楡井委員

今、図らずも飯塚の市政が市民にとって優しくないということ（笑声）言われたわけですね。笑いごとじゃないですよ。こういう問題を笑ってごまかすというようなことでは、市民に対する気持ちが全然いってないということの反映じゃないですか。平気ですね、4町は優しくかったけど、飯塚並みの厳しさに引き上げた。私からすれば優しさが引き下がったということになるわけですね。そこで、合併によって、悪いことは全部飯塚市並みというような状況が次々に明らかになっていきます。先ほどの質疑の中でありましたマナビ塾のことを一つとってもそうです。これは補助がなくなったから云々ということがありましたけど。というような状況があちこちで生まれているわけですね、何でもかんでも。そういう意味では、この飯塚市の現在の市政が非常に市民に冷たい、そういうことの典型的な発言が今生まれたというふうに思います。差し押さえの通知書を見られた方は、当然その課税課あたりは見られておるとおもいます。真赤な血の色をしたような紙が封筒の中に入っているわけですよ、差し押さえ通知書。こういう用紙を使わなければならないというような状況が、今の飯塚市の市政を反映している、非常に具体的な物的証拠じゃないかというふうに思うわけですね。こういう色の紙を使う発想の根拠は何なのかというふうに疑問に思います。説明できましたら説明をお願いします。

○ 納税課長

催促あたりをそれなりにやりまして、最終的に差し押さえ調査あたりは赤紙、赤色の紙を出

しておりますけど、いろんな交渉の中で話をしますと、文書が来てないとか、見てないとか、おれは知らなかったとか、結構そういう滞納者との協議の中でそういう言葉が出されます。そういう中で、赤い紙っていうのはやっぱり一番目につきますので、そういう意味で赤い色で出させていただいております。

○ 楡井委員

発想が非常に卑しい。そういうふうには私は思います。この差し押さえをこれだけ多く伸ばした結果として、ふやした結果として、効果がずうっと上がってきているのかどうか、このことについて答弁していただきたいと思います。できれば件数、内容、このことについてお願いします。

○ 納税課長

ちょっと申しわけありません。件数については、ちょっと把握いたしておりません。差し押さえを行ないますと、再三にわたる催告や呼び出しに応じられなかったかなりの方が、来庁されたり電話をかけてきたりされます。その中で、その方の実態に応じた支払い方法や支払い額等十分協議を行い、無理のない分割納付等を指導いたしております。差し押さえによる協議での分割納付等の納付率は高く、また、その後の自主納付にもつながっておりますので、効果はあらわれていると考えております。

○ 楡井委員

具体的な自分たちが行なった行政ですね、これの結果を掌握していないということについては、これは仕事をしていく上での姿勢としてはよくないと思うんですよね。自分たちがやったことについて責任を持つという意味で言えば、きちんとその結果を掌握しなけりゃならんというふうに思います。今、いいことだけを例として述べられましたけど、反対の例も当然あると思うんですよね。自分たちの都合のいいところだけ例を示すというようなことでは、正しい市政が実行できないというふうに思います。プラスの面もあればマイナスの面もある。そういう状況の中で市政を運営していくということにしなければならぬんじゃないかというふうに思います。それから、私たち具体的に相談を受けた一つの内容として、貯金通帳をですね、先ほど資産があれば押さえるというふうに言われました。その一つのあらわれじゃないかというふうに思うんですけれども、預金通帳の金額全部を差し押さえたというふうに相談がありました。これは間違いじゃないかということで、本人ともども相談にお伺いしたと思いますけれども、その後、この処理の問題についてはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○ 納税課長

先ほども申しましたけど、再三にわたる催告等にかかわらず、あるいは納付相談にも来られない方には、悪質滞納者と判断いたしまして、全額を差し押さえる場合もあります。しかし、直ちに滞納税を充当するのが目的ではなく、納税相談の機会を拡大する手段として行なっております。この中で、来庁をされましたら十分協議を行い、納税に対する意識、意欲あたりが認められる場合は、状況に応じて一部または全額解除を行なっております。

○ 楡井委員

今の発言の中にも、納税者に対するおどし、これが伺えるんですよね。そういうふうな状況では、やっぱりいかなものかというふうに思います。以上、この点については終わります。
（「関連」と呼ぶ者あり）

○ 委員長

関連。

○ 人見委員

この資料のまず一番右側の差し押さえによる納入額、18年度で言えば1億379万円何がしと。これは直接納税なのか、差し押さえたものを公売や競売にかけて得られたものが含まれておるのか、まずその点、お聞かせください。

○ 納税課長

これは全額差し押さえによる納入額でございます。以上でございます。（発言する者あり）差し押さえいたしましたして、ネット公売とかそういうのも含まれてはいますが、そういう差し押さえによりまして滞納税に充当した金額でございます。

○ 人見委員

ちゅうことは、動産なんかはネット公売をした分の売却分も、この中には入っていると、こういうことですね。動産までということですね。そもそもよくこれわかんないんですが、例えば先ほど部長がね、1市4町のあり方の違いとか、俗に言う飯塚方式という言葉が、どうも北九州方式が今いろいろ言われている、そういうふうなことに繋がってしまうんで余り言いたくないんですが、16年、17年、18年のそれぞれの内訳なんかはわかる。16年、17年、18年の旧飯塚市では何件、旧穂波町では何件、トータルで18年度は2,665件で、実件数として、これもようわからんとですが、1,979件、このあたりちょっと説明、もう少しできるんやったらしてくれませんか。

○ 納税課長

まず、そこの今言われました括弧の件数は、これは市税と国保税両方ダブってしているケースがあります。両方にまたがってですね。で、合計では2,665件ですけど、実質1,979件というのが、そういう意味でございます。それとあと、ちょっともう18年度につきましては、ちょっと支所ごとの、もう新市一括でもう計算出しております。それと、17年度以前につきましては、これちょっと旧1市4町で資料の出し方がある程度統一されておりましたので、数字を調べる際に、もう一括で幾らかちゅう形の中でちょっともう数字を出しましたから、ちょっと件数までは把握できておりません。

○ 人見委員

それは優しいやり方。冷たいやり方じゃなくて優しいやり方、一括して数字というのは出しましたというのは。先ほどもう明確に4町分がふえたからここまでの件数に18年度は上ったんだと言うぐらいですから、当然のこと、そのあたりの数字は押さえられた上で部長の答弁になったんじゃないかなと思うんです。どうですか。

○ 財務部長

今、金額については、一番右側にその差し押さえによる納入金額ということで、先ほど課長が言いそびれましたけれども、実質18年度は、前年度、まあ、これが多い方がいいかどうかというのは問題がございますけども、きちとした適正な納税指導を行なった結果、これだけのものを確保できた。あくまでも税に対しては公正で公平なもの。そして、私は優しい言い方いうことをちょっとやったんですが、要は飯塚の標準的な、平均的なといいますか、これは法に定められた手順でもって納税指導を行なってきた。これに4町も合わせていただいたということで、冷たいとか温かいとか優しいとかいうものでなくて、これは普通の税法上の取り扱いに定められた方式に乗って適正に納税指導を行なった結果です。そういうものに4町も合わせていただいたという結果でございます。それで、件数につきましては、これは恐らく16年、17年については決算の数字だけで、まだ中身についてはそこまでの分析が行なわれていないんじゃないかな。私も大変申しわけないんですけども。18年度につきましては、私はその月ごとの年何回か、合併して税率が落ちるということは大変なことになりますので、私も何回か支所に出向きまして、当時の担当の課長の方に一生懸命頑張ってくださいというようお願いを二、三度、各支所全部回りました。お願いはしたことございます。それと、この納税指導というのは、何も取り立てることだけではなく、先ほど言いましたように、滞納額がたまればたまるほど納税者の方にとっては非常に負担が重くなると。ですから、できるだけ早目にお伺いして、面談して、担当課長が言いますように収入に応じてしていただければ、適正な分割の方法もありますし、その負担ができるだけにならないように、余り滞納額がふえないよう

な納税指導というのは絶えず行なっておりますので、そういう方についてはこの差し押さえまで至らない。ただ、何度いろんな督促、催告を再三にわたって連絡しても、何らの応答がないという方には、やむを得ずこういう差し押さえというようなことで事務をしていただいて、税の公平性からいってもきちっと納めていただくという手順を踏ませていただいているということでございます。（「件数はわからんですか」と呼ぶ者あり）件数はちょっと……。

○ 納税課長

18年度につきましては、要するに担当で、地域ごとに担当を振り分けておりますので、その振り分けの数字は出てきますから、その中でちょっと数字として集めれば出せるというふうに思っております。

○ 人見委員

確かに、頭は合併してから飯塚市になったけど、飯塚市、私の場合やったら、なかです。住所見て、全部わかるはずでしょう。それはもちろん担当はね、またがるちゅうことがあるかもしれないけども。それで、あえてここまでふえたということは、普通の旧飯塚市のやり方に普通どおりに合わせて徴収指導を、納税指導をやって、結果的にはこうなったというのであれば、そのようにこうきちんと説明してもらえれば、一つは話もわかるのかなという感じもするやないですか。定率減税、定率減税って、もう予算の審議のときも、決算のときも、何か自公政権が、今の政権がどうのこうのとかち言われて、何かこう地方の選挙で余り影響ないけど、国政の場合は見事に影響が出てきたわけですから。血も涙もない、それこそ冷たい政府だちゅうような話になっちゃって。その意向で皆さん方も仕事がある意味ではやんなきゃいけないということだってあるわけなんですよ。それで、件数、わからんですか。わかるの。公表して何か悪いことある。

○ 委員長

ちょっと納税課長、言ってください。

○ 納税課長

ちょっと後で出させていただきます。よございますでしょうか。今はちょっと把握しておりません。（「これで終わるっちゃろう」と呼ぶ者あり）

○ 委員長

いや、終わらんですよ。終わらんでしょう、これ。（「終わらんと」と呼ぶ者あり）もう、3時。なら、後ほどどういことでもいいですか。（「総括のところ」と呼ぶ者あり）総括のところぐらいまでには間に合うように。では、後で資料を出していただくということで、よろしくお願いします。

○ 人見委員

それと、そもそもね、僕はようわからんのやけども、この差し押さえに至る、その根拠になるその法律、国の法律、飯塚市の条例、このあたりをちょっと具体的に教えてくれません。

○ 納税課長

差し押さえにつきましては、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納……（「それは中身、あれは地方税法第何条の規定とか」と呼ぶ者あり）失礼しました。市町村民税の滞納処分につきましては、地方税法の第331条でうたっております。それから、固定資産税の滞納処分については地方税法第373条、それから軽自動車税の滞納処分につきましては地方税法第459条です。以上でございます。（「国保は」と呼ぶ者あり）国保税、国保税につきましては、地方税法第728条でございます。

○ 人見委員

この国の地方税法に基づいて、飯塚市の条例で何かその差し押さえ、具体的にこういう差し押さえの手続に入る根拠になる条例なり何か、あるのであれば、どこをもとにやっているのか。

○ 納税課長

この地方税法に基づいて行なっております。

○ 人見委員

ということは、この地方税法に、同じ地方税法に基づいていながら、片方では差し押さえ厳しくやったり、片方では緩かったりとか、こういう許容の範囲というか、これは行政に与えられた職分、地方自治体の方で、そういう緩やかな部分とかきつい部分だとかいうようなことができるのは、どういうことに基づいているんですか。

○ 財務部長

できるとかできないじゃなくて、その旧町の責任者なりの意識の問題、その裁量の問題といえますか。ですから、厳しくという言い方はおかしいんですが、適正にやるのか、私は優しいという言い方をしましたけど、私から言うと優しくじゃなくて、もう少しきちっと事務をとり行えれば、当然、私は飯塚のような形になってたのではないかというふうには思っております。

○ 人見委員

そうしたら、先ほど財務部長が言った税の公平性とか、平等性じゃないけども、公正性とか、そういうふうなものにね、ある意味じゃかかわっていきません。同じ国の地方税法がうたわれて、首長の裁量で緩かったりとか、きつかったりだとか、こういうようなことがもともと、どうなんですか、それ、とらえ方としては。僕はようわかんない。（「私もわからない」と呼ぶ者あり）

○ 財務部長

首長の範囲というよりは、そこそこの責任者のそういう業務に対する私は意識の違いだろうというふうに思っております。自分の職責をきちっと全うするということになれば、当然税の公平性とか、税の負担の公平性なり、もちろんこれは公明じゃなければなりませんけども、きちっとした業務を行っていこうということであれば、納税意識を高めてもらって、税を納めてもらう。これはもう当然、納税というのは当然国民の3大義務の一つでございますので、そういうことを意識されて適正に指導を行なっていくというのが、今で言いますと納税管理課の方のこれは業務でございますので、それを適正に私は課長以下がしっかりやってもらっておるといふふうに思っております。

○ 人見委員

そうなってくると、地方自治体の首長にとやかく、私の方針ですという中で、今回みたいな合併という事態を迎えたときにいろいろ議論が出てくる。そういうふうなことちゅうのは、ここである意味じゃ論議する次元じゃないのかもしれない、もう少し国がきちんと全体の公平性を保っていくような方向に指導を強めていかなきゃいけないのかもしれない、というような一つ気がいたします。これはちょっとそれとどめておきますけれども。それで、先ほど課長が預貯金の関係言いましたね。で、差し押さえしました。私のところにも相談来たときには、要するに取引先から毎月20日過ぎのある日にちにその入金があるようになっていると。それをもう、要するに調査の段階で徴収員はわかっていると。それで、朝9時に銀行があいたけ、さあ行こうと思ったら、先に全額おろされて押さえられてたと。こういうような話があつて、慌てて徴収員に電話した。おまえたちは全部持っていくんかと、こんな話をした。おまえ、それはちょっとやり過ぎじゃねえかち、今からおれは支払いがきょうから始まるんやがと。全部返せちゃ言わんと。だけど、一たん、一たん市役所が納入したら、もう返すことはできないんですと、だから早く相談に来てくださいと言ってたじゃないですかと冷たく言われたと。こういうふうな話があるんです。先ほど課長は、預貯金を全額差し押さえた。だけど、その後でも、相談に来たら、何とか相談できるもんやったらやりますよというような話があつた。私の聞いた話とは全然違う。もう、以後相談はまかりならんという話で終わった。どちらがどちらなんですか。

○ 委員長

執行、差し押さえと執行は違うけん。

○ 納税課長

ちょっと今、先ほど私が言いましたように、悪質滞納者と判断した場合は全額の差し押さえをしております。ただし、その時点で相談があれば、もう一部納付なり、あるいは全額納付、相談の中で今後きちっと納めていく約束ですね、あるいは納付誓約書あたりを出していただいて返還するという、そういう形をとっております。

○ 人見委員

個々で実態はそれぞれ違うと思うんですが、少なくとも共通認識で、預貯金全額押さえた後でも、後でもね、相談に行けると理解しとっていいのかなどうか。

○ 納税課長

先ほど議員が言われました押さえた分については、恐らく何回もそういうあれを交渉の中で話をしても、あるいは分割納付の不履行あたりを何回もされた方あたりは、全額差し押さえしているケースもあります。その中で、先ほども言いますように、本人の方から連絡があって、今後の納付計画をきちっと約束してもらえれば、もうそういう形を返還したりもしております。

○ 人見委員

私が先ほど言いましたように、話を聞いた分では、ことしの5月、6月の段階で一度、過年度分の滞納分の一部を返済しているんです。納付しているんです。で、夏が過ぎて9月の段階で、また同じような事例になって、さっき言ったような事態になって、電話入れたけども、一たん納付したものは一切返さない。返さないというよりも返せないんですと、こういうふうな言い方だったと。だから、先ほど課長が言われたように、要するにもうけたも違う。何万円の話じゃない。そういうふうなことが本年の5月、6月の時点で一たんあって、そしてまたぞろ同じような金額の話になっちゃったんで、話として私の方に来たことがあったんですが、もちろん言われるように、そういうふうな督促だとか電話でのまた収納だとか、こういうことはやられてます。要は、私が共通認識として持ちたいのは、預貯金を全額押さえられた後でも、一部返還だとか、もちろん以後の納付のそういう意志があるということを確認できればの話でしょうけども、少なくとも相談きちんとできるのかということだけは、きちんと共通認識で持ちよきたいんですが、どうですか、改めて。

○ 納税課長

今後、滞納の方がふえていかないという、ふやさないという確約がとれれば、それは返還もできます。

○ 人見委員

要は、相談はできるということでしょう、ね。受け入れられない話かもしれない。だけど、相談の中身によっては、その事情によっては、一部返還をすることだって、可能性としてはないことはない。少なくとも相談はできるということでは理解しとっていいんでしょう。

○ 納税課長

ただ、ある程度私の方で期間を設けておりますから、できるだけ早く、その期間内に相談に来ていただきますように。いつまでも連絡がないと、もう引き落としてという形をとりますので。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15 : 00

再 開 15 : 15

委員会を再開いたします。

○ 納税課長

預金の全額差し押さえにつきましては、通常そういうケースもありますけど、差し押さえを

する段階で実際に即引き落としをするということじゃなくて、その間、差し押さえしますと預金者の方も勝手にはおろせない、そういう状態になります。その中で、ある一定期間を置きまして、相談なり連絡があれば、その中で協議を行って、一部納付してもらって残りは解除とか、あるいは状況によっては全額解除とか、そういう措置をとっております。ただし、全額差し押さえしまして、過去に何回も協議したり、分割納付の約束をされても守られない方で、悪質とこちらが判断した場合は、もう即引き落としをいたしたりするケースもあります。そういう場合は、もう返せません。

○ 人見委員

いずれにしても、一方で財政に穴をあけられない。税のある意味では公平性だとかそういうふうな観点からも、こういう手続をせざるを得ない。これはもう間違いなくそうだろうと思うんです。ただ、一方でやっぱりすべてすっからかんというか、すべてそういうふうな方向に持っていけるとするならば、それまた大変な状況に市民を追いやるということになっていってしまい、行政の厳しさというか、そういう部分になっていってしまう。いわば北九州があそこまでやられたというのは、命をかけてというか、命を落としてまでも、何らか今のやり方が本当に行政の本来のあるべき姿かどうかというようなところから、今のような北九州の全国に取り上げられるような話になっていったのではないかと。とするならば、これで差し押さえが効果がある。粛々とやっていった。だけど、結果として1人のそうした事態が、よしんば北九州と同じような事態が出てきたときに、どうだったんだと。そこまで本当にやる必要があったのかとかいうようなことが一面あるかもしれない。そういう意味では、常に相談の窓口というのを何らかあるんだらうと、こうやって思っているわけです、我々は。ところが、差し押さえをするのはするけれども、それから執行に至るまでは時間のかかる場合とか、ましていわんや悪質者には差し押さえと同時にある意味では即執行というようなケースもあり得るとか、いろんなケースが話聞けばあるようでありますので、そのところは十分理解はいたします。しかし、それでもなおかつ、やっぱりしっかりと丁寧に、特に電話口での応対だとかそういうふうなことには、くれぐれも常に心がけておいていただきたいというのが一つです。それと、最後になりますが、今度は固定資産税の滞納で土地・建物を差し押さえる。この差し押さえという言葉の響きに、市民は即、土地・建物だったら、もうおれはあすにでも出ていかないかと。市役所からおれは追い出される。こういうイメージになっちゃうケースがある。で、差し押さえという手続を踏んだら、手続は具体的には登記簿上で差し押さえという登記が行なわれるわけでしょう。そうですね。通常、民間であれば、そこにもう費用がかかっちゃう。この費用は、役所が土地・建物を滞納の関係で差し押さえる場合は費用がかかるのか、かからないのか、教えてください。

○ 納税課長

役所が差し押さえしましても、費用は市の方にはかかりません。

○ 人見委員

いや、市の方ちゃうか、要するに滞納者よ。滞納者の方に要するに費用がおっかぶせられるのかと、または追加されるのかということですよ。

○ 納税課長

滞納者の方にかかります。（発言する者あり）ちょっと済みません。差し押さえに対しましては、費用は要りません。

○ 人見委員

そのポイントで聞いても、民間とは違うわけで、民間の金融機関等々からの差し押さえの登記は、ある意味では費用がかかっちゃう。だから、そのかかった費用は、今度は債務者に請求できるという話になる。同じように、役所から差し押さえられたら、とんでもない費用がかかっちゃうじゃないやろか、これがまた追加されるつちやなかるうかと、ましていわんやあすに

も出ていかないかんちゃんいやろかという、そういう不安に駆られていつちゃうのが現実なんです。それで、なおかつ差し押さえをして、今度は競売に至った例がありますか。

○ 納税課長

競売までした例は、まだありません。

○ 人見委員

これで終わりますが、いずれにしても非常にデリケートな、難しい話だと思います。これからも続けていかれるのであれば、せめて、せめてやっぱりきちんと丁寧な説明というわけにも現実はいかないかもしれないけども、気持ちとしては、やっぱり姿勢としては、常にそうした姿勢を持っておいていただきたいと。先ほどの楡井議員の話じゃないけども、やっぱり行政は冷たいのかと言われる言われ方ちゅうのは、やっぱりそう簡単な話じゃないと思いますんで、それでもやっぱりぎりぎり何とか活路を、生きるすべというか、そういう道だけは与えていただけるような姿勢は持っておいていただきたいと。そのことだけを強くお願いしておきます。

○ 委員長

次、楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、資料の50ページになりますでしょうか、不納欠損の問題について簡単にお聞きします。まず初めは、不納欠損の額が資料にありますように変化をしてくれています。平成16年に比べれば17年が5,000万円ふえて、平成18年は2,200万円ふえている。17年と比べれば平成18年では2万6,000円減っている。こういうことになっていると思います。これで、不納欠損の額は調定額の大体何%ぐらいに当たるんだろうかということになりますけれども、この数字がもしわかりましたらお願いしたいと思います。いま一つは、不納欠損額の個人と、それから企業とがあると思います。その比率ですね、これをわかれば教えてくださいたいと思います。3つ目につきましては、不納欠損中、資料にある3年間ということになります。3年間は大変であれば18年度だけでも結構ですが、同一人または同一企業が、16、17、18とこう重なってきてますので、ひょっとしたら同じ人の滞納が不納欠損になっているということも考えられないことはないと思いますので、もしそういうのがあれば教えてくださいたいと思います。以上3点、まずお尋ねいたします。

○ 納税課長

まず、調定額に対して何%かです。18年度の市民税につきましては、9.6%になります。それから、固定資産税につきましては10.0%、軽自動車税につきましては8.8%になっております。合計で9.9%となっております。そして、法人と個人の割合は、申しわけありませんけど、把握できておりません。それと、同一人物で2年とか3年とか続いている不納欠損はあります。

○ 楡井委員

3点目、もう一度ちょっとお願いします。

○ 納税課長

同一人物で数年にまたがって不納欠損しているケースはあります。

○ 楡井委員

同一人、個人はあると。3点目ですね、個人はあるということですが、企業はありませんか。

○ 納税課長

済みません、企業についてはちょっと把握しておりません。

○ 楡井委員

それでは、次に行きたいと思いますが、行く前に、不納欠損額の個人と企業の比率といえますか、数字がわからないという状況なんですけど、どうしてかなあと思うんですよ。例えば、

私が滞納しとった分は私の不納欠損として落とす、Aという企業が例えばすれば落とすという形で、毎年毎年個々人の不納欠損額の累計がこういうことになってきているわけですから、当然わからなければならぬと思うんです。それで、これが不明ということであれば、これはきちんとやっぱり把握しなければ、先ほどから言いますように、具体的な不納欠損にしなければならぬものなのか、不納欠損を停止状況でですね、執行停止というんですか、その状況で指導するとか、相談をするということにもしなければならぬ問題だと思います。そういうことからいって、決算の時期で、こういう数字がわからないということは、即刻もうこれは改めていただかなければならないと思います。こういう数字が、昨年も大分わからないということで答弁されてきて、改めなければならぬということは、納税課だけではないとは思いますがけれども、指摘をしていたんじゃないかというふうに思うんです。それで、不納欠損中、何年にもわたって不納欠損になっている人がおると、企業はわからないということですが、これは果たして、こういうことで不納欠損で落としてしまっているものなのかどうか。やっぱり執行停止等をして、指導をして納税してもらうというふうにしなければならぬんじゃないでしょうかね。いかがでしょうか。

○ 納税課長

御指摘のとおり、執行停止という方法もありますけど、中には給与が差し押さえ禁止額以下で、それがずうっと何年も続きますと、執行停止というのは、1回執行停止いたしますと、ちょっとまた次の年度もまた執行停止というような形になりますので、その辺の状況を、様子を見ている間に、どうしても納付の方ができなくて不納欠損、そういうケースが現実的には結構数が多いという形になっております。

○ 楡井委員

大変悩ましいところだろうというのは察しがつきます。それでも、やはり納税意欲の問題等もあるし、市民の大切な財産です。そういうことで、ケース・バイ・ケースでよく見ながらも、しっかり頑張っていただきたいというふうに思います。それで、滞納額が年々ふえていっているということがあります。そして、御存じのように不納欠損の額も1億7,000万円、昨年度決算では2億円の不納欠損というようなことにもなるわけですね。非常に大切な財産です。このことが、19年度もこの不納欠損がふえるというようなことが、私が予測すれば、そういうふうなことになるというふうに思いますので、そういうことにならないように、滞納問題とあわせて、ケース・バイ・ケースでしっかり力を尽くしていただきたいというふうに思います。現在執行停止にしている件数、金額、これがもしあれば、教えていただきたい。

○ 納税課長

まことに申しわけありませんけれども、執行停止も、ちょっと件数の方は把握ができておりません。金額につきましては、市民税は約1,930万円、固定資産税は約8,890万円、軽自動車税は約227万円、合計で1億1,040万円を執行停止いたしております。

○ 楡井委員

これも件数がわからないということですよ。件数というのは、一人一人の顔が見えてくる内容ですね。金額1,930万円というふうにいっても、これはお金の総額はわかりますけれども、一人一人の状況がよくわからないわけです。そういう意味では、個人個人にきちんと対応していくということから見れば、こういう数字の一面的なつかみ方についても、どうかというふうに思います。現在、減免制度、これを見直しをして、減免のあり方、これをもっと広げるような検討をすべきだというふうにも思いますけれども、税に対する減免制度、これの見直しですね、これについての考え方はありませんか。

○ 課税課長

市税の減免の取り扱いにつきましては、平成18年3月26日の合併を機に、市税条例の規定に基づき市税条例施行規則を定め、随時対応しております。現在のところ、この条例にのっ

とり減免に対応しております。

○ 楡井委員

失業その他ですね、この税は前年度分でかけられると、国保も含めてですね、いうことがあります。ですから、今年度失業その他で大きく収入が減ったというような人は、即もう滞納ということになりかねない状況です。したがって、この減免制度を十分活用して、滞納をつくらないように、また不納欠損をたくさんつくらないように、ぜひ力を尽くしていただきたい。それも慎重に対応していただきたい。以上、要望いたしまして、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

市税の徴収について、今お2人からいろんな質疑がありましたので、かなり減ったわけですが、不納欠損についてお聞きいたします。この状況、推移表の中で、資料の50ページの中で金額の推移はわかったんですが、旧1市4町といたくくりで、この金額を分類することはできますか。可能であればお示してください。

○ 納税課長

旧1市4町につきましては、17年度分について旧1市4町で分類ができますので、お答えいたします。旧飯塚市、約1億4,090万円、旧穂波町、約3,640万円、旧筑穂町、約300万円、旧庄内町、約490万円、旧穎田町、約1,380万円、合計で約1億9,900万円となっております。

○ 江口委員

この金額に差があるかと思うんですが、その原因についてはどういったものがございますか。

○ 納税課長

ちょっと申しわけありませんけど、旧1市4町の分については余り把握しておりません。

○ 江口委員

そうですか。先ほど部長の答弁の中で、優しい指導だったというお話がありました。優しいってというのは、部長の方が配慮した発言であって、何も優しい納税指導であったとは思っておりません。いただくものをいただかないと市民に対するサービスができないからこそ、税は設定されているわけです。それこそ逆に、きちんとそれをやらないと、言われたように滞納額がどんどん膨らむ。逆に、それこそ本人にとっても不幸になります。それこそ、あの表現については、私は「優しい」ではなくて「甘い」だったと思っておりますし、「あいまいな」指導だったと思っております。差し押さえの通知の赤い色について、楡井委員の方から指摘がございましたが、私は赤で全く問題がないと思っております。現実には、言われたように読んでいないという方々が多い。その中で知っていただく努力をするためにも、きちんとですね、そうした色であるというのも一つでしょう。そして、何よりもきちんと払っていけば、そこに至るわけではないですね。そして、差し押さえのお話の中でも、全額差し押さえ、その後で御相談をするという話がございました。これは民間の取引であったら、当然取引停止であるでしょうし、もう打ち切りですね。その前に何度も何度もやってるから、そこまで行くんだっていうのが、多分実際に納税の現場におられる皆様方のお気持ちだと思います。その部分に関しては、本当にもっと早目に、もっとスピードを上げてでもいいと思っております。税については、これこれこういった形で必ず順番でやっていきますっていうのをお示した中で、その基準の中で、できるだけ早く滞納が起こらない形で税金をいただく形をしていかないと、それこそ入らない間、後で結局入ったとしても、延滞金については、じゃあそこについてはカットしようというお話になるかもしれませんし、そのうちの一部というふうな話になるかもしれません。何よりも、その間そのお金が入ってこないことで、じゃあ市としては何らかの借入れをするとか、何かの事業をやめるとか、そうしなくてはならない。こう考えると、きちんとこれは、

やはり市民としての義務をきちんと果たしていただくと。ただ、個別の事例で、やっぱりどうしても生活困窮というふうな分があるのはもちろんです。だからこそ減免の規定があるんだと思います。その規定もきちんと御案内しながら、それについては適切にやっていく。その姿が、だれだれだからという、そこで差があることなく、きちんとなされることが、それこそ市民の信頼にもつながりますし、市民に対してきちんとしたサービスをすることにもつながると思っています。その不納欠損においても、18年度で1億7,000万円という金額が上がっております。1億7,000万円という金額があったら、いろんな事業ができるわけですよ。それこそ前回の議会でも上がっております、どこかの通園バスとかいう部分もできますし、いろんなサービスができます。ぜひ、この部分について、きちんとした手順をしながら、もっともっとある意味攻めといった言葉ではないですけど、わかりやすく早い納税をやっていただきたいと思うわけですが、その点について、どうお考えでしょうか。

○ 納税課長

今おっしゃられましたように、こういう言葉を出していいのかわかりませんが、一応待ちの、受けの調子じゃなくて攻めの調子をやるという形の中で、今一生懸命やっております。そういう中で、先ほどから何回も言っていますが、財産調査をいたしまして、担税資産がある方については、差し押さえを行なって徴収を行なっていきたいというふうに思っております。また、今インターネット公売あたりもやっておりますので、その辺の強化も今後またやっていて、できるだけ不納欠損あるいは滞納繰越額がふえないように精いっぱい努力したいというふうに思っております。

○ 江口委員

ぜひ努力をお願いいたします。そして、そのやり方がわかりやすいように決めていただいて、それを皆さん方に見える形で示してください。あと、ネット公売のお話がありました。ネット公売、どういった案件を取り扱っておられるのか。18年度の中で実績がありましたら、お教えいただけますか。

○ 納税課長

まず、ネット公売の仕組みについて、ちょっとお答えいたします。ヤフーのインターネット、これは差し押さえ専用公売サイトでございますけど、これを利用し、差し押さえしている物件を全国的に競り売りする方法です。競り売りのため、より高い金額での落札が期待できます。主な内容といたしましては、1つ目として、システム利用は無料で、公売手数料として落札金額の3%を支払います。この公売手数料は、落札金額から優先して支払うことができ、残金を滞納税に充当いたします。もし落札金額が滞納額を上回った場合は、差額を滞納者に返還いたします。それから次に、見積価格は、市場調査を行い、徴税職員で決めております。ただし、絵画、掛け軸、土地など鑑定が必要と判断した場合は、専門家に依頼するようにしております。この場合の鑑定手数料も落札金額から支払うことになります。ほかに小さな関係では物品の送料がありますが、これも落札者の負担となっております。このようにインターネット公売は、市の経費がほとんど要らない仕組みとなっております。

○ 江口委員

仕組みについてはわかりました。済みません、18年度でネット公売で処理したというか、ネット公売をした案件ですね、どういった品目をやったのかお教えいただけますか。

○ 納税課長

18年につきましては、ことし4回やっております。その中で、出品件数が312件、落札件数が213件で、税の方に300万円余りを充当いたしております。そして、落札物件の内容等につきましては、軽自動車、スクーターとか、それから机、いすあたり、それから古銭とか、それから服地といいますか、そういうものをネット公売にかけております。

○ 江口委員

ネット公売にかける案件をするとき、実際に差し押さえをしてからネット公売にかける形になるわけですよね。それに関しては、もう納税課の方で、こんこんとして、参りましたと、中へ入らせてくださいとあって、これこれを持っていきますというふうな形になるんでしょうか。それとも滞納者とお話をしながら、これはやるよ、やらないよっていう話になるんでしょうか。

○ 納税課長

ネット公売につきましては、現在、滞納者と交渉する中で、どうしてももう預金とか貯金がない、そういう方たちにつきましては、動産のネット公売をしていく形の中で、事前に、いきなり行って差し押さえというのはやっております。事前に、いつ行って、ちょっと動産を見せてくださいという形の中で差し押さえを行っております。

○ 江口委員

今、事前にお話をしてからという部分でしたが、法的には、これは事前の通告等は必要なのかどうか、その点、お聞かせいただけますか。

○ 納税課長

捜索については、もう事前の通告は必要ではありません。

○ 江口委員

その部分についても、始めたばかりということで慎重になる部分はあるかと思いますが、ただ、基本的にきちんと税をいただくってことを考えると、例えば、事前にお話をすると、何々は隠しておこうとかいうことがあり得るかもしれません。その点も含めまして、もう通告なしで行くこと等も検討していただきたいと思います。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第1款市税から第10款地方特例交付金までの総括質疑として保留したもの以外の質疑を終結いたします。

次に、第11款地方交付税から第14款使用料及び手数料、63ページから71ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています梶原委員の質疑を許します。

○ 梶原委員

65ページの民生費負担金についてお尋ねいたします。ページ数は66ページになりますが、負担金で収入未済額が約7,800万円ほどありますけれども、公立、私立ではどのようになっておるでしょうか。

○ 保育課長

保育料の収入未済額につきましては、公立保育所で3,211万4,000円、私立保育所で4,416万円、また、市内に住んである方が市外の保育所に入所されている広域入所につきましては、164万6,000円の収入未済となっております。

○ 梶原委員

それだけ未収があっても、公立と私立の保育所の運営は今できておると思いますが、収入がないのに運営ができるということは、不足分は一般会計から負担しているのですか。それからまた、あわせて行財政改革との関係ではどのようにお考えでしょうか。

○ 保育課長

保育料につきましては、児童を保育所に入所させる場合、その保育に要する費用といたしまして、飯塚市保育の実施に関する条例第4条の規定に基づいて、本人またはその扶養義務者から徴収する金額を言いますが、保育の実施に要する費用は、児童福祉法第51条第3号及び4号に基づき、市町村が支弁することとなっておりますので、その財源であります保育料の未納がふえれば、それだけ一般財源の比率が高くなります。それとまた、行財政改革との関係で

申し上げますと、行財政改革大綱の推進項目にあります収入の確保は重要であり、負担の公平性の観点からも、保育料の徴収と滞納整理等に積極的に取り組み、収納率の向上を図っていききたいというふうに思っております。

○ 梶原委員

一般会計からの負担がふえるということですが、この未済分を今後どのような形で徴収しようと考えておられますか。

○ 保育課長

従来より、滞納が発生した場合には、督促状の送付や相談、納付の呼びかけを実施しておりますが、それでも納付に応じない保護者につきましては、保育所送迎時における保護者面談、公立保育所所長による在園児童保護者への呼びかけ、さらには夜間の自宅訪問等によりましてしております。それから、早期納付指導及び分割納付指導を実施しており、保育所入所受け付け時や児童手当等の現況届提出時における指導ともあわせて、徴収率の向上、未収金の解消に努めております。また、私立保育園につきましても、保育課職員によりまして、保育園訪問等により滞納者への指導を行なっているところでございます。

○ 梶原委員

それから、卒園した児童といますか、子供さんの保護者に対して、どのような形で対応されているのでしょうか。

○ 保育課長

電話や文書での督促を適宜実施するとともに、それでも連絡のとれない保護者につきましては、徴収専門嘱託職員による家庭訪問の実施とあわせて、特にボーナス支給時期や年度末に集中して、職員による夜間各戸の訪問を実施しておるところでございます。

○ 梶原委員

夜間徴収等を行う場合は、結構残業の費用などもかかるのではなかろうかと思えます。その点については、できるだけ費用のかからないような形で徴収をお願いしたいと思います。

それから、聞くところによりますと、私立の保育所では、保育料が未納の場合でも直接催促しなくてもいいとの指導があるようですが、市の職員だけで回収できるのでしょうか。

○ 保育課長

平成17年4月1日より、保育料の収納事務を私人、これは私立保育園長等でございますけれども、これに委託できるようになりましたが、滞納者への督促までには至ってないと解されておりました。しかしながら、平成19年8月22日の厚生労働省の通知によりまして、滞納者に対する電話や文書での納付呼びかけ、滞納者宅の訪問による納付呼びかけ、そういうことが可能であるとの新たな見解が示されております。したがって、私立保育園から直接呼びかけを行なう等の協力が得られますと収納率の向上は十分に期待できると思っておりますので、他市の状況も踏まえまして検討していきたいというふうに思っております。

○ 梶原委員

幼稚園の送迎バスですが、交通費を3月未納の場合は乗車拒否をするという強い姿勢で臨まれているようですが、保育の関係で、未収のまま保育することについては、どのように考えておられますか。

○ 保育課長

飯塚市保育の実施に関する条例第2条の規定に基づきまして、保護者の労働等の事由により、その看護すべき児童の保育に欠けるところがある場合において、申し込みがあったときは、これらの児童を保育所において保育しなければならないとされております。また、厚生労働省の見解といたしましても、保育料の滞納を理由とした強制退所や入所拒否はできない、保育料の滞納と保育所入所は別問題と解されておりますので、そのような国、県の指導にのっとった対応を実施しておるところでございます。

○ 梶原委員

では、この質問については終わります。

○ 委員長

では、引き続いて。

○ 梶原委員

続いて、69ページ、土木使用料、住宅使用料について、資料の3ページをあけていただきたいと思います。ここに、資料を見ていただくと歴然とわかるように、旧穎田町の滞納状況を見る限り、皆さんももう一見してわかるんであると思いますが、収納率が大変低いことがわかります。それで、そのことについてはどのような要因があると考えられますか。

○ 住宅課長

旧飯塚市及び旧穂波町につきましては、合併前より、悪質滞納者等に対しては住宅の明け渡しを求める訴えの提起を行なっておりました。また、旧筑穂町、旧庄内町につきましても積極的に滞納整理に努めていたものと思われませんが、旧穎田町におきましては、この滞納整理についての取り組みがやや不十分だったのではないかというふうと考えられます。

○ 梶原委員

では、それを解消する手段として、どのような方法を考えておられますか。

○ 住宅課長

合併後の新市におきます滞納整理につきましては、市営住宅使用料滞納事務整理要領に基づき、督促、催告、分納誓約、連帯保証人通知等を行い、滞納者に対し繰り返し納付指導を行っているところであります。また、最終催告等に応じない悪質滞納者につきましては、住宅の明け渡し等請求訴訟、いわゆる法的措置を行なうなど厳正に対応し、収納率アップに取り組んでいるところでございます。特に、収納率が低い旧穎田町につきましては、高額滞納者が多いことから、集中的に電話及び文書による来庁指示を行なったり、訪問指導及び夜間徴収等、本人との折衝により滞納整理に努めているところでございます。

○ 梶原委員

当然、滞納分については支払い督促を行なっておられますけれども、滞納者の反応は、現状どのようになっていますか。

○ 住宅課長

旧穎田町の17年度と18年度の収納率を比較してみますと、現年度分が81.58%から88.52%で、6.94ポイントの上昇でございます。滞納分、過年度分につきましては、5.60%から12.76%で、7.16ポイントの上昇となっております。住宅使用料の納付についての滞納者の反応につきましては、新市の滞納整理手続に基づく文書等の通知により、分納誓約者も増加するなど、徐々にではありますが、浸透しているものと判断いたしております。

○ 梶原委員

大変でしょうけれども、収納率アップに尽力をしていただきたいと思います。これを要望して、終わります。

○ 委員長

では、引き続き。

○ 楡井委員

それでは、私の方からも住宅使用料に関連して何点かお聞きしたいと思います。まず、市営住宅の建てかえで市営住宅使用料、つまり家賃が値上げになって、その家賃に対応できずに転居を余儀なくされている人、そういう人が生じていないかどうか。さらに、別のところへ転居するということにしても家賃が払えない、そういう状況の人への対応、これはどのようにされているかについてお聞きします。

○ 住宅課長

市営住宅建てかえ事業の対象となった住宅の入居者につきましては、新しく整備された住宅へ入居される際、新住宅の使用料が旧住宅の使用料を超える場合につきましては、公営住宅法施行令第11条、家賃の特例に基づきまして、新住宅の使用料を減額することができます。これは新住宅と旧住宅の使用料の差額を6年間の傾斜負担調整を行い、徐々に本来の使用料にする、入居者の居住の安定を図るという激変緩和措置でありまして、本市においても、これにより新住宅への入居において対応しているところでございます。それでもなお新住宅への入居に対応できない場合は、入居者の方と十分な協議を行い、他の既存住宅の中から旧住宅と同程度の新たな住宅をあっせんするなど、入居者の意に沿うよう最大限の配慮に努めているところでございます。

○ 楡井委員

他の住宅へのあっせんというのは、市営住宅の古い住宅への転居を要請すると、また相談するというところでいいですね。それでは、今、6年間、いわゆる5段階というんですか、だんだん激変緩和ということにされているようではありますが、収入に応じた減免制度、家賃のですね、これはありますか。

○ 住宅課長

減免につきましては、飯塚市市営住宅使用料及び敷金の減免または徴収猶予に係る基準というものを定めております。この趣旨の中で、飯塚市市営住宅条例第19条の規定による使用料の減免及び徴収並びに条例第20条第2項の規定による敷金の減免に係る基準ということで定めております。一番基本となる部分が、保護費に満たないような低水準の所得の方を中心としたような形で、保護費よりも低い方に対しての減免を中心に行っております。そういう基準でございまして。

○ 楡井委員

生活保護基準以下というような人のところでの減免制度というようなことでありました。ちょっと質問またもとに戻りますけども、今まで建てかえで転居が行われていて、そういう家賃が払えないと、新しいですね、いうことで、やむを得ずこれに入らなかったという人も何人かおられますか。

○ 住宅課長

今、穂波、筑穂、飯塚等々で建てかえを行っておりますが、その中におきまして、新たな住宅家賃、当然新しい住宅になりますので住宅家賃が、激変緩和はございますが、上がっていくために、所得が低いということで、今と同程度の家賃規模のところを紹介してほしいという形でありまして、そういうところに入居された方が、数字は今把握しておりませんが、そういう方はおられます。

○ 楡井委員

それでは、先ほどの3ページの表を見ますと、現年分ではですね、穎田地区の現年分では、昨年比で大きく改善されているというふうにも思われます。しかし、滞納分との合計では、依然として昨年並みの収納率ということになっています。ただ、その現年分での改善の内容はどういうものであったのか。今後に生かせる内容のものだというふうであればいいんですけども、その点でいかがでしょう。

○ 住宅課長

当然、悪質滞納者だけが滞納者でございませぬので、やはり2カ月、3カ月、短い期間で低額の滞納者もおられます。今まで、御説明の中にありましたように、飯塚、穂波につきましては、合併以前から明け渡し訴訟も含めて取り組んでおりましたが、今回の合併によりまして、穎田町につきましてもそういう形ですしておりますので、今までの取り組みの中で、いきなり長期間滞納だったから明け渡しという形はとれませんので、督促、催告ですね、順を置いてして

おります。そのために、現年分という短期間の滞納者の方は、当然早く払えますので、そういうとは効果が早く出ていると思います。そのために現年分につきまして早く効果が出ると。当然、長期間の悪質滞納者と呼んでいる方々につきましては、当然、順を置いてしておりますので、最終的な明け渡し訴訟までとなったら半年、1年かかりますので、その期間が当然ずれてまいりますので、直接滞納分については若干伸び率が低いという形で見られるだろうと思います。

○ 楡井委員

今の同じ収納率の関係で、滞納分の方を見ると、穎田地区は今年度861万5,000円も滞納分が克服できているというふうに。これは滞納額総額が全体的には少ない関係もありますけれども、穂波、筑穂、庄内等の滞納分の収納の四、五倍に当る大きな金額ではないかというふうに思うんですね。従来からすれば非常に大きな回収といいますか、収納だったんじゃないかというふうに思います。ただ、それでもまだ現年分1年分とほぼ同額が残っている状況があります。昨年この決算特別委員会のときに質疑をして明らかになったことの一つとして、平成9年7月からというのが1件、それから平成9年8月からというのが1件、合計2件が入居以来一回も家賃を払っていないという事例がありました。これは現在、この2件については現在どうなっているかについて教えてください。

○ 住宅課長

17年度決算委員会の折に2件のケースについて御報告申しましたが、その経過につきまして御報告いたします。1件につきましては、平成19年、今年ですけど、19年7月20日に自主退居されまして、滞納分については分納誓約を行い、現在分納中でございます。もう1件につきましては、18年12月に生活保護の決定を受け、本人との話し合い、協議によりまして、生活保護費より当月分の住宅使用料と滞納分の分納納入を約束し、現在納付中でございます。

○ 楡井委員

それから、弁分団地に関連してお聞きします。棕本市営住宅の方から転居もほぼ終わったんじゃないかというふうに思います。現在、弁分団地は1棟から3棟までが完了しておりますが、空室がたくさんあるようです。それで、今それぞれ何室空室になっているか、教えていただきたいと思います。

○ 住宅課長

まだB棟が3戸ほど残っております。で、C棟、棕本が移りました分については15戸ほど残っております。

○ 楡井委員

A棟、B棟ですか、これは主に旧弁分団地、振興住宅と言ってましたけど、ここからの転入者であります。で、ここはもう既に転入が完了していると思います。それから、C棟については、15戸というふうに空き室があるように今御報告がありました。ここは、まだ棕本の方から転居される人があるんですか、それとももう完全に終わっているんですか。

○ 住宅課長

今、棕本からの転居は終わっておりますので、あとあいた部分につきましては、今後、旧穂波町より計画的に建てかえを行なっている計画の中で、平恒北明の住宅が建てかえ予定になっております。これは非現地、同じ今建っているところじゃない新たなところに建てかえるということで、弁分の今団地がもう1棟建てる分だけ余裕がありますので、そこに建てるようになっておりますが、先行して当然入りたいという要望が多数来ておりますので、その方々を今のあいているB、C棟の中に入れていただくように、そういう計画を持っております。

○ 楡井委員

質問が先取りされてがっかりですと言うとあれですがね。その空室が18戸、これは今後建

てかえることになっている北明からの転居で埋めるということになるんです。この間、私も一緒に説明をお聞きしたんですが、そのときは、まだ暇がかかるような御報告ではなかったかなというふうに思いますけれども、もう既に希望者については、現在もうどんどん転居していただくという方向でいいんですね。

○ 住宅課長

説明会を既に持ちましたが、その中で、引っ越されるために建てる新たな住宅の建築は3年ほど経過しますと、必要ですという形で言っております。ただし、既にあいている分に早く先行して移りたいという方につきましては、今後御相談に乗るために見学会等を開きますという形で御説明しておりますが、今、見学会もいたしまして、早急に入っていただくような調整をしたいというふうにしております。

○ 楡井委員

弁分団地は、当初の計画で言えばあと2棟、4棟、5棟が建設される予定になっていると思います。これが計画されたのは当然穂波の時代でしたけれども、当初の計画では、全部が建ち上がれば、現在建てかえた人のところが全戸入って、合計で8戸ぐらいが余るであろうというふうに言われてたんですけれども、現在弁分と、振興住宅ですね、それから椋本の住宅が終わった時点で、もう既に18戸あいているということになれば、北明住宅から転居が終わったにしても、相当数あくんじゃないかというふうに思われます。この空き部屋をきちんと埋めておかなければ、家賃の収入ももたないということもありますから、それは急いでやっていたきたいんですけれども、8戸あくという予定が、今後全戸建った状況の中で新たにですね、従来からの転居じゃない人が新たにどのくらいぐらい募集できるような状況になるかどうか、現状ではわかりますか。

○ 住宅課長

今、弁分団地、今の計画では、あと敷地的なスペースから、穂波のときは5棟建てる予定にしておりましたが、敷地の関係で、あと1棟程度しか建たないだろうという形にしております。ただし、その中で、今申しますように、最終的に今予定しています北明を入れて、まだあきが生じた場合は、引き続き穂波地区は、北明が終わりではございませんので、まだ周辺にも老朽化している住宅がありますので、当然周辺地域の住宅の建てかえの先行して、入っていただくような形の部分で使っていきますので、公募という形は今原則考えておりません。

○ 楡井委員

当初の予定では、あの敷地で5棟まで建設するというふうに私たち説明を受けて、そういう方向を確認してきてたんですよ。今のお話では4棟しかスペースがないというふうなお話のようなんですけれども、それはどちらを信用すればいいのか、御答弁お願いします。

○ 住宅課長

今、土地に関しましては、建物そのものがどんどんふえていくわけではございませんけど、どうしても今社会的なニーズの中で車、駐車スペース等も当然必要になりますし、緑地帯、また集会所施設も当然計画の中に入っております。そういう部分を含めて考えた場合、戸数的には確保いたしますけど、棟的な数は4棟の中で一定の戸数、必要戸数を確保したいというふうに考えております。

○ 楡井委員

つまり今度は、今もう3棟まで建ってますから、4棟は6階、7階建てになると、こういうようなこととなるんですか。そういう意味での戸数は確保するということですか。

○ 住宅課長

6階、7階という極端な階数はできませんけど、せいぜい今既存の部分よりも1階多く5階、7レーンの5階とか、大体35戸程度を建てるのが本来穂波町からの計画でございましたので、その戸数するとしたら5階建てぐらいになろうかというふうに考えております。

○ 楡井委員

5棟建てて158戸ぐらいをたしか確保するというような計画になっていたと思うんですね。その158戸というのは、きちんとここで確保できるんですかね。ちょっと158ちゅうのは、私正確じゃありませんけども、当初の予定どおり。

○ 住宅課長

今、3棟で120戸できております。予定でですね、当初の穂波の予定が156戸でありましたけど、今現在の計画で今北明も含めたニーズを考えたら、155を戸数を確保するという事で、あと35をこのもう1棟で確保するという形に考えております。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。失礼しました。そしたら、楡井委員、引き続きごみ収集をお願いします。

○ 楡井委員

それでは、決算書の166ページに当たりますでしょうか、ごみ袋の販売手数料、それに関連したことでお聞きしたいと思います。総経費中、これは資料の28から30ページに当たりますが、総経費中、これに占めるごみ袋代の比率が相当大幅に低下しているというふうに見られますが、その理由をお示し願いたいと思います。

○ 環境整備課長

今のお尋ねの費用につきましては、28ページのごみ袋の販売収入の推移ということかと思いますが、これは打ち合わせの段階で資料要求がありました折に、平成17年度分につきましては旧飯塚市のベースで計上いたしますということにしておりました。それで、平成18年度は、当然新市、1市4町分だということでございます。それで、今御指摘の17年度分、18年度分、ここでもかなりのごみ袋の収入が総経費に対して比率が下がっておるわけですが、これにつきましては、17年から18年、要するに合併に際しまして旧飯塚市のごみ袋の値段が下がっております。そういうことから、例えば平成17年度分を旧飯塚市のごみ袋の値段で置きかえますと19.29%となりますので、この比率の差というのは、そここのごみ袋の値段に起因するものと考えております。

○ 楡井委員

それから、ごみの搬入量、これがごみ袋代と比例するかどうか、正確には私もまだ掌握しておりませんが、ごみの搬入量の推移については数字として出ています。これについての担当課なり市としての評価については、どんなふうを考えておられるのかをお尋ねします。

○ 環境整備課長

委員もう御存じかと思いますが、新市になりまして、それぞれの処理施設が3カ所ございます。それぞれのごみ搬入状況を見まして、その数字につきましては29ページのごみ搬入状況推移で示しておりますが、これにつきましては平成10年度から計上いたしておりますので、ごみを導入したときの搬入量とちょっと比較がわかりにくいと思いますが、いずれにしても、そういった処理施設におけるごみ搬入の状況の推移から見ますと、有料化がごみ減量化につながっていると、一定の評価をいたしております。

○ 楡井委員

今言われた平成10年からの数字ですね、これはほぼ横ばいという状況になっているんじゃないかと思うんですね。ふえたり減ったりは若干はありますが、ほぼ5万トンでほぼ横ばいになっている状況があります。ただ、大きな水害があった時期があると思うんですけど、そこは結構多いかもしれませんけれども、ほぼ通年は5万トン前後を推移してきているというふうに思います。そういう意味では、今、ごみ収集有料化、これは役に立ったというふうに言われましたけれども、この数字だけ見れば、そうごみ収集有料化が減量に役立ったかということはいえないんじゃないかというふうに思うわけですね。それで、次に移りますけれども、穂波の

高田地区、それから太郎丸の田んぼの真ん中にごみが集積されているし、高田については不燃物というんですか、産業廃棄物のような瓦れきが山になっています。この2つの場所については、違法性というふうな側面から見たら、どのような評価になるのでしょうか。

○ 環境整備課長

御指摘の箇所につきましては、当然ながら産業廃棄物の不適正処理ということで、県の条例にも違反しておりますので、違法性があります。

○ 楡井委員

それで、高田地区の住民から、穂波町時代、この撤去についての請願が採択されたと思います。採択されました。この採択は現在でもまだ有効性があるのかどうかについて御答弁願います。

○ 委員長

楡井委員、ちょっとこの決算の方さ行く、また話は。何か普通の一般質問みたいになってますんで、よろしくをお願いします。

○ 環境整備課長

お尋ねの件につきましては、旧穂波町で採択された請願でございますので、新市に引き継いではおりません。

○ 楡井委員

それでは、今の話では、あの請願はもう立ち消えになったということのようであります。そういう状況の中で、このごみの違法が放置されている。まだ、太郎丸の方も放置されている状況ではないとは思いますが、こういう1点から見ても、このごみの有料化は、市全体の立場から見ても、まだこれは幸袋の方にもこういう状況のところがあるというふうにも聞いておりますので、いずれにしてもこの有料化が効果があったというふうには言えないんじゃないかというふうに思います。それで、委員長御指摘でありますけれども、筑穂内住での産廃問題で、一昨日ですか、22日の日に裁判があったんじゃないかと思えます。これ内容を御存じでしたら、教えていただきたいと思えます。

○ 環境整備課長

22日に地方裁判所におきまして弁論がなされておりますが、原告側が裁判所に対しまして原告最終準備書面を提出いたしました。私どもといたしましては、その時点で結審に結びつくのかなという思いがございましたけれども、その準備書面に対しまして被告側が反論を行なうとの意向でありますので、11月26日に最終弁論が行われることになっております。そのことからいたしますと、次回弁論では、原告側弁護士の意見申し立てと原告団の意見陳述が行なわれる予定でありますので、判決の言い渡しは、それ以後、まあ3カ月以内ぐらいかなと考えております。

○ 委員長

いいですか。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第11款地方交付税から第14款使用料及び手数料までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:24

再 開 16:25

委員会を再開いたします。

お諮りします。認定第1号から認定第13号までの13件及び認定第18号の以上14件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明10月25日午前10時から委員会を開き審査

したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案14件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明10月25日午前10時から委員会を開き審査することに決定いたしました。

以上をもちまして平成18年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

(散 会) 16 : 25